

# 淀川水系流域委員会 第29回琵琶湖部会

## 議事録 (確定版)

この議事録は発言者全員に確認の手続きを行ったうえで確定版としていますが、以下の方につきましてはご本人未確認の文章となっております。(詳しくは最終頁をご覧ください)。

川那部部会長、西野委員、藤井委員

日 時：平成16年11月8日(月) 13:30～17:00

場 所：大津プリンスホテル コンベンションホール淡海

〔午後 1時32分 開会〕

庶務（みずほ情報総研 鈴木）

皆様お待たせいたしました。定刻となりましたので、これより淀川水系流域委員会第29回琵琶湖部会を開会させていただきます。司会進行は、午前中に続きましてみずほ情報総研の鈴木が務めさせていただきます。よろしくお願いいたします。

それでは、審議に入る前に配付資料の確認及び発言にあたってのお願いをさせていただきたいと存じます。まず、配付資料でございますが、袋詰めの中の資料につきましてご説明させていただきます。まず、発言にあたってのお願い、緑色のペーパーです。その下に本日の議事次第及び配付資料リストがございます。配付資料でございますが、資料1 - 1、意見書の基礎案及び事業進捗への反映に関する委員からの意見でございます。資料1 - 2、整備内容シートに関する委員からの意見でございます。それから資料2 - 1、姉川・高時川の治水についてでございます。資料2 - 2、異常湧水対策および琵琶湖環境改善のための琵琶湖水位管理のあり方と治水上の課題についてでございます。資料2 - 3、第6回姉川・高時川川づくり会議の説明資料についてでございます。資料2 - 4、琵琶湖で生息生育する生物の生息生育環境を修復するための琵琶湖水位操作でございます。それから資料3、委員会における今後のスケジュールでございます。それから、参考資料が2点ございまして、参考資料1が委員および一般からのご意見、参考資料2が第28回琵琶湖部会結果概要でございます。

それから、袋詰め以外の資料でございますが、1つが琵琶湖部会作業検討会の結果報告でございます。これは資料番号はついてございませんが、本日の配付資料の1 - 3ということでお願いしたいと思います。また、指定席の皆様におかれましては、具体的な整備内容に関する意見（一例）という資料を配付させていただいております。不足等がございましたら庶務までお申しつけください。

続きまして、いつものように発言にあたってのお願いということでございます。本日は一般傍聴の方にも発言の時間を設けさせていただき予定でございます。その際は、緑色の紙にございます発言にあたってのお願いをご一読ください。委員の方々の審議中は一般傍聴の方々の発言はご遠慮いただきます。

また、会議終了後議事録を作成いたしますので、委員の方々、河川管理者の方々におかれましても、ご発言の際は必ずマイクを通してお名前をいただいた上でご発言いただきますようお願いいたします。携帯電話をお持ちの場合は審議の妨げになりますので、電源をお切りいただくかマナーモードに設定願います。なお、本日は16時30分には終了させていただきたいと思っております。ご協力のほどよろしくお願いいたします。

それでは早速審議に移りたいと思っております。川那部部会長、よろしくお願いいたします。

〔審議〕

川那部部会長

どうもお集まりいただきましてありがとうございます。それじゃ、琵琶湖部会を始めさせていただきます。

審議の議題が3つとその他ということになっているんですが、途中中座をなさる方、あるいはきょう午前中に3つのダムサブワーキンググループが開かれたというふうなことも含めて、順番をちょっと変えさせていただきたいと思います。一番最初に2番目のダムにかかわる検討というのをさせていただきまして、その後、1、3というふうにいたしまして、その他の初めの方に水位に関する問題を少し入れさせていただいて、今後のスケジュールというふうにさせていただきます。一般傍聴者からのご意見は、2が終わって1と3との真ん中あたりでいつものようにお願いして、その後また改めて委員でやるというやり方をさせていただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

この前のときに言うのを忘れたんですが、いつもどんなことがあっても30分以上は絶対延ばさないといいとんでもない主義主張を持っておりますので、そんなことを言わないで何とかして16時半には終わりたいと思っておりますので、どうぞ十分ご審議をしていただくことはもちろんですけど、ご協力をお願いいたします。

それでは、始めさせていただきますと、この番号でいきますと2番目のダムに係わる検討というところに入らせていただきたいと思います。水山さんからきょうの午前中のことも含めてご紹介お願いいたします。

水山委員

水山でございます。午前中10時から12時10分ぐらいまで3ダムのサブワーキングを行いました。主な議題が丹生ダムでありますので、ここでその概要を報告させていただきます。

琵琶湖部会の資料として出ております資料2-1、2-2、2-3がそのままサブダムワーキングでも資料として出てまいりました。その前に、丹生ダムにかかわる検討。治水、湧水を含めて利水、環境とあるわけですが、それぞれどんな状態か。治水についてはきょう午前中初めて出てまいりました。それから、湧水対策につきましては以前から少し話があるんですが、きょう再度出てまいりました。利水に関しましては精査検討中である。環境につきましては2つの面がございまして、環境を目的としてダムを考えると、ダムが建設された後どういう影響があるかと。少しずつこれまでも話題として出ておりまして、議論をしてまいりました。

本日主なところは、まず最初に治水上の問題であります。県の方で検討されておられます姉川・高時川川づくり会議を受けた格好で、説明といたしましては、ダム以外の方法、例えば平地河川化した場合、放水路の場合、遊水地の場合、川幅を広げる場合、そういう検討結果が紹介されました。県の方で

いろいろ検討されておられますけども、特にきょう出てまいりましたのは、コスト的なものと完成まで何年かかるか。これは予算に非常に影響されるんだと思いますけども、そういうものを踏まえて説明がありました。説明の内容の結論としましては、ダムを採用すれば、10年ぐらいで物ができ上がって効果をそれなりに発揮します。それ以外の方法ですと、用地取得、その他の問題もあって20年ぐらい。しかも、ダムの場合は、当面は戦後最大を相手にしているわけですけども、さらにほかの方策をあわせていくと、20年後には既往最大、100年確率ぐらいの大きなものにも対応できますよというのが結論でございました。

それに対して議論としましては、期間の話はそういうぐあいに説明があったわけですが、ダム以外の方策がいろいろ実効性が低いという説明をなされたけども、量的なといいますか、納得できるようなレベルでの説明ではないのではない。したがって、今回はダムワーキングの方で説明していただいた方がよいと思いますけども、それらをさらにレベルアップした内容で出していただくというのが結論だったと認識しております。

その次の問題といたしまして、異常湧水時の議論がございました。断水をさせない。ずっと節水していくんだけど断水させない。さらにそのときに、要因としましては - 1.5m というのを下回らない。それから上の方は、制限水位。上の方の縛り、下の方の縛り、それから断水を起こさないという条件で検討していくと。それで、そこに資料がありますようにいろんなご検討があったわけですが、ダムをつくればそれが解決する。そのほかにも、ダムがあればプラスの効果もあるという説明でありました。

それに対して、ちゃんと出ませんでしたけども、湧水が起こるようなときに本当にダムにそれだけの水があるのかというのが、ずっと委員の中にありまして、その後の一般傍聴者からのご指摘等でも、また委員のご指摘等でも、人口の変化を踏まえているのかというのがありました。それに対しては現段階での評価である。それから、これは一般傍聴の方からのご指摘ではありましたが、工業用水なんか、要するに水利用の方の状況が既に随分変わってきている。そういうものが反映されていないんじゃないか。そういう話まで来ますと利水との関係ということになるんですけども、水利用との整合を踏まえてというところで幾つか指摘がございました。

これは非常に大きい問題で、3ダムのサブワーキングとしてそれらを受けて、したがって作りましようとか、作りませんかとかいうのを言い切れない大きなテーマであります。したがって、いつもどこかで責任を転嫁しているような状態で時間がたってきておるといって感じでございます。

以上の2つの点についてきょう説明があって、それに対して意見を交換したと。説明の方のレベルがもう一段階上がってこないとなかなか議論が具体化しないなということと、治水上の方につきましても、ダムプラス河川整備というのが県の案なんかでは一番いいという感じですし、きょうの河川管理者の説

明でもそういう方向性だったんですけども、もう少し組み合わせ、最適な組み合わせみたいな議論があつていいんじゃないかと思います。どうもそこまではダムのサブワーキングでの議論の対象じゃないのかもしれませんが、例えばダムの規模であるとか構造であるとか、かなり専門的な話ではありますけども、環境の方にダムができた後の議論につないでいこうとすると、そういうものも非常に重要なポイントだと思うんですが、それはこれまでも議論になっておりませんし、きょうもそういうものは出ない状態でありました。これは私の個人的な意見も含めて申し上げます。

きょうのところはそんなところでした。よろしく申し上げます。

川那部部会長

ありがとうございました。午前中は委員の方も「河川管理者」の方ももちろん出ていらっしやっただけで、特に今の水山さんのご発言に追加して言いたいということがありましたら。琵琶湖部会でない方も、もちろん部会が開かれている間は同じでございますので、どなたか、今の水山さんのお話を補足するよな格好でお話しになる方はございませんでしょうか。

はい、どうぞ。

河川管理者（近畿地方整備局 琵琶湖河川事務所長 河村）

琵琶湖河川の河村でございます。1点だけ補足させていただきたいのと、もう1点、お答えに近いものが既に過去に資料が出ておりますので、それを紹介させていただきたいと思います。

1点の補足は、今回治水について我々の考えをお示したわけですが、資料2-1の2ページ目をお開きいただきたいんですけども、水山委員の方から先ほどご説明がありました、10年で戦後最大を目標に、20年で既往最大を目標にというご発言だったかと思いますが、私どもが今のところ考えている目標といえますのは、一番最初にありますように、できるだけ早く破堤による被害の回避・軽減を図ることを目標としておりまして、そこを目標に頑張ろうと言っているということではなくて、10年、20年たったらどこまで水位が下げられるかということの評価、検証させていただき、結果として、10年で戦後最大規模クラスの洪水に対してハイウオーターレベルを下げられる効果がありました。あるいは20年たてば既往最大の洪水に対してはハイウオーターレベルまで下げることができましたということでご説明をさせていただいたところでございます。これは補足でございます。

もう1点。丹生ダムの運用で実際水がたまるのかどうかというご質問があった際に、そのときすぐにお答えすればよかったんですけども、こちらのこれまでにダムワーキングに出した提供資料の5の方で、一応貯水池運用の関係でシミュレーションさせていただいておりまして、基本的にはたまるという答えです。ただ、雨がなければ当然十分にたまらない年もありますけれども、大体これまでの10年くらいを調べたところ、おおむねたまるだろうという予測を立てているということでございます。

以上です。ありがとうございました。

川那部部会長

どうぞ、ほかの委員の方も何かございますでしょうか。はい、どうぞ寺川さん。

寺川委員

午前中に3ダムのご報告があって、若干質問とか議論はしたんですけれども、これは感想というか印象的なんですけれども、我々としてはやはり提言とかあるいは意見書を出して、そういう方向でぜひご検討いただきたいということを書いてきたと思うんです。ところが、その辺についてどうも、結論的にはダムプラス何かで解決するのが一番いい方法であるというようなことが言いたかったように感じたわけなんですけれども、そこのところは我々としては、基本的にやはりダムに頼らない河川整備が必要ではないかということを書いてきたと思っているわけです。

そういう意味では、確かに数値的なものとかいうのを治水対策あるいはその治水面で示していただいたと思うんですが、本当に実態に即してというか、現実にそうなるのかなということをお考えすると、いや、そうじゃないんじゃないかなというような印象を強く持ったわけです。その辺については、感覚的にじゃどうなんだということがこれから十分な検討が必要だろうと思っておりますけれども、そういう意味では、これまで言ってきた環境も含めた河川整備のあり方ということをもっと取り入れた判断というものがもう少し欲しかったなという感じが。これは先ほど水山さんの方から3ダムのまとめのところでもおっしゃってましたけれども、何かその辺がちょっと見えてこなかったのが残念だったなという感じがしているんですが。

ちょっと感想みたいになりましたけれども、十分その辺を踏まえて、以降、資料提供とかご検討をさらにいただきたいというふうに思います。

川那部部会長

嘉田さん、どうぞ。

嘉田委員

委員の嘉田でございます。午前中は申し上げなかったんですけれども、今の寺川さんの印象と近いところではあります。この治水を考えると、基礎案には、「破堤による被害の回避・軽減」がもちろん目的ではあるんですが、そこに合わせて、まさに「自分で守り、みんなで守り、地域で守る」という総合的治水が大切だと言っているながら、出されてくるものはいまだにハードの議論だけであって、総合的な取り組みを本当になさる気があるのかどうか。これはまだ例えばこの先たくさんあるうちの第一歩でしかないのか、これで終わりなのか。そのあたりをお聞かせいただかないと、どこまで議論しているかわからない。

今回、この夏の各地での台風の大変な被害。国交省自身は大変な経験をなされたはずですね。この経験、いわば全国でも200名ほどの方が亡くなっておられる、これを無にしてしまうということは、やはり政策としても社会に対して説明し切れないと思うんです。例えば円山川の場合でも、4割の被害は流域対策なり、あるいはまさに、自分で守る、みんなで守るで防げた人命の死亡であったというようなこともマスコミなどからは出されておりますし、このあたりをどう考えておられるのか。それによって、きょうの治水ダム案の扱いも変わってくると思います。これは一般論でございます。

それで、特に高時川の場合は、過去死者の被害は、少なくとも破堤による死者の被害はほとんどございません。江戸時代はありました。明治の初期はありました。昭和34年に亡くなっているのは上流の土砂災害なんです。ですから、これはダムをつくっても防げないというようなことも含めて、過去の水害の履歴、特に被害の履歴をどこまで含めて総合治水を進めていただくのか。ここは個別の高時川の方針をお示しいただきたい。これは県への要望かもしれないんですが、少なくとも今回のこういう治水対策を考える上での基本方針をお聞かせいただきたいと思います。

川那部部会長

先ほどは午前中のことの追加と申しましたけれども、もうそれには限らないので、今のご意見もご意見として出ておりますから、琵琶湖部会としてこのダムの問題に関してご意見がありましたら、ぜひおっしゃっていただきたいと思うんですが。

はい、河村さん。

河川管理者（近畿地方整備局 琵琶湖河川事務所長 河村）

琵琶湖の河村でございます。先ほどの嘉田委員からのご意見に対しまして滋賀県がどう言っているかということについては、この滋賀県から提出された資料の方に若干載っておりますので紹介させていただきたいんですが、資料2-3の39ページからでございます。水害に強い地域づくりをめざしてということで、それ以前の段階には治水としての全体の計画、それからこの川をどう管理していくのかということについてと、そして水害に強い地域づくりをめざしてということで、水防活動・避難誘導體制といったものの強化を図っていこうということを述べているところでございます。

これは我々とうこういった調整をしている中で、我々の方から琵琶湖周辺に対して水害に強い地域づくりをやっていきたいと思いますということで呼びかけた結果というか、調整が図られた結果だとは思いますが、その際も琵琶湖の周辺に対して、当初、我々だけで事務局をやろうという形でやっていたところ、県の方から、琵琶湖周辺の水害対策については県も真剣に考えたいということで、琵琶湖周辺の水害に強い地域づくりも共同で事務局をやっていこうということで、現在、それを鋭意担当者レベルで、若い技術者同士で、県の職員と我々の職員で、本当にどうしたらいいのかということを含めて検討を進めている

ところでございます。補足させていただきました。

川那部部会長

午前中に言うたからもうええということではなくて、琵琶湖部会としてのあれもでございますから、ぜひ。少しは繰り返しになりましても結構なのでお話しください。

どうぞ水山さん、お願いします。

水山委員

水山でございます。トータルとして総合治水的に土地利用も含めてやっていくんですけども、私は、鶏・卵的ではあるんですけども、量だけじゃないんですけども、とにかくハード的なものでどこまでは基本的に保障するんだというのはあっていいんじゃないかと思うんです。それから、それは目標だけでも、それに至るまでの時間もありますし、それを住み方で対応する。それから、それを上回るものも当然起こるわけで、それをさらにどうやって対応するかと。ある意味で、現象の頻度、規模に合わせて守備範囲を決めた方が議論はしやすく、最初からトータルすばらしいもの、低いところには人が住んでなくて、家も何か耐水がされててというのは一瞬にでき上がらないんですから、備えとしたら、時間と規模、頻度と規模みたいところで守備を決めて、それで、以前のようにハードでとにかく皆が守備範囲だぞと言っているのは現実的ではないし、そういう意味で、計画規模を大きくするのは安全側でいいけども、そんないつまでも成り立たない。最終目標は一つの目標ではあるけども当面の目標があると。そんなふうなイメージを今強く持っています。

川那部部会長

ほかの方がございませうでしょうか。はい、どうぞ、塚本さん。

塚本委員

嘉田さんが言われたのは、私も現場も見ながら、あるいはいろいろと今までのを聞きながらやってますと、本当にそのとおりだと思います。

それで、今おっしゃった技術のことですね。これは今本さんも再三言っておられるように、やっぱり堤防強化、このことが基本だと思います。水はあふれる、あふれざるを得ない。そのときにどのように対応するかというのが、今嘉田さんも言われた、住民でどのように対応していくか、守っていくかということですね。これが最も一番短時間である程度整えていける。それに対してどういうことでカバーしていくかとか、もっと軽減していけるということを考えるというのが元々の基本じゃないかなというふうに考えます。

川那部部会長

ほかの方がございませうでしょうか。はい、どうぞ、水山さん。

水山委員

水山でございます。堤防強化、言うは簡単ですが、何度も同じようなことを言ってますけども。具体的な手法、それはないことないんです。いろいろあるんですが、その実行に確かに本気になって移すというところが弱いなどは思いますけども、移したとしてやはりかなり時間のかかる話で、私はそっちの非常に時間のかかることを気にしてしまっていて、やはり即効性のあるところで、先ほど私は10年でダムはできるものだと思って言ったら、何か違うような話だったのでちょっと面食らいましたけども、10年でできるならまずつくって、そしてその堤防がある程度進んだらもう一遍そのダムを壊してもいいじゃないかぐらいの気持ちでいます。堤防強化というのはすごいすばらしい方策なんですけど、何か一瞬にしてできるようなことをイメージするとまずいかと思います。

川那部部会長

はい、塚本さん。

塚本委員

おっしゃるとおりで、本当にその辺のことを実態としてどうできるのかということを考えて、環境負荷をやはり小さくしていくということが大事だと思います。

川那部部会長

はい、村上さん。

村上委員

村上です。今、水山さんがちらっと言われたことに関連するんですが、川づくり会議、この2回も地元の方でさせていただいた感覚として、地元の方からやはりダムをつくってほしいという声はあるんですけども、ニュアンスとして、とにかく急いでほしいということもよくおっしゃるんですけども、ダムの場合、非常に問題があるところというのは不可逆性だと思うんですね。治水上の効果があるとして、つくった後に基本的に撤去はしないので、影響がその後長期にわたって起こってしまう。何が起こるか分からないというのを常にはらんでいる。基本的に治水をやるときに不可逆的なものじゃないとだめかというところではなくて、可逆的なやり方は多分あるんだろうと思って、水山さんがおっしゃったダムをつくって壊すという方法も多分1つだろうし、例えば一時的な遊水地。10年間かかるから、10年間だけここを遊水地にさせてくださいというやり方もあるのかなというようなことを思っていて、そういった視点から、可逆性という部分からの評価も重要かなということも思いますので、これからの議論の中でそういうことも大事にしていきたいなと思います。

川那部部会長

寺川さん、手が挙がってましたね。

寺川委員

先ほどから出てますように、いわゆる検討経過が従来型のハードに頼ったやり方がやはり中心になっている感じなんですけれども、例えば今回、これは姉川・高時川の治水についてという3ページのところに2 - 2で放水路という計画がありますね。この放水路については結局だめだということなんですけれども、その1つに、3つ目のちょぼで、現川を廃川とする場合は、その区間の河川環境が喪失しますということで、ここで河川環境についてふれているわけです。

ところが、ちょっと私もまだよく全部読めてないわけですが、しかしダムをつくった場合、これまで言ってきたいわゆる環境面での問題ですね。それに伴う環境喪失、あるいはきょう午前中に出ましたいわゆる水温の変化とか、さらに水質面での問題とか地域に与える影響という社会的な環境問題といったものがすべてあるんですけれども、そういったものは余りふれられてないというように思うんですけれども、そういったところも含めた評価をしなければ、やはりこれからの川づくりというのはいけないのではないかというふうに思うんですが、その辺いかがでしょう。

川那部部会長

お答えになることがありますか。

河川管理者（近畿地方整備局 琵琶湖河川事務所長 河村）

琵琶湖の河村でございます。そういったご指摘は従前から言われておりますので、それは前提で考えさせていただきます。

今回、そういう意味で書き方としては不十分だったかと思えます。ダムについての環境を、こういった影響があるということまで詳しく書かれていないと。むしろこれはこれまでに指摘があったところなので皆さん御存じだろうということで、ポイントを絞った説明資料ということでこういう準備をさせていただきましてけれども、そのあたり、ダムが与える環境への影響について等、詳細に調べた内容もこれまでも出しているところがございますので、そういったことは前提でお考えいただきたいと思っております。

川那部部会長

どうぞ、水山さん。

水山委員

何度か申し上げておるんですが、従来普通に言われるダムを建設した場合の環境へのいろんな影響を100%は言わないにしても、ほとんどクリアするようなダムの構造とダムの運用を考えてほしい。考えられるはずだし、考えられない限りは、ダムの建設は治水上非常に必要だということになったとしても動かないだろうと思っています。要望ではありますが、そうしない限りは動かないだろうと私は思ってます。

す。よろしくお願いします。

川那部部会長

部会長なんですが、ちょっと別のところへ行ってしゃべらせてください。

実は芦田さんと今本さんから、つまりダムワーキングに関連して、環境的側面から見たダムの可否についてというのを書けというのが来ておりました。生態系というのはここにいるのは川端さんと私なのかな。実はあしたじゅうなんですけれども、あした、あさってと私はいないので、未定稿を書いたのがあります。幾つかのことを関連があるかもしれないと思って申させていただきます。

まず一般論なんですが、間違っているところはもちろんあると。文章もちゃんと書いてませんから、とんでもないことを言うているかもしれません。お許してください。事実が間違っているかもしれません。

自然環境に対して、一般的に、ダムの建設が良好な結果をもたらしたということはもちろん、悪影響を与えなかったと判断できる例を、日本列島はもとより世界各地において、少なくとも過去においては私は寡聞にして存じません。もしあればぜひ教えていただきたい。それで、自然環境に対する悪影響というのは各方面にわたって枚挙にいとまがないほどありますし、参照される本は数多く出版されておりまして、その局面の多くはいまやだれでも知っていることであると思います。例えばダムとまでは言えないかもしれませんが、長良川河口堰一つをとりましても、すぐに20や30の悪影響はだれにも思い出せるはずであります。

それで、湛水、ダムをつくった場合に、その周りあるいは川の上下の移動、その他個々のものについてどんな問題がいろいろあるかというのはいっぱいありますから、それは我々が言うまでもなく、例えば国土交通省もかなりのことを御存じでありますし、水資源公団が今何と言ったかわかりませんが、その環境部ができ上がりましたのもはや何年前ですし、私もお相談に乗ったことはもちろんございますし、多くのことを御存じのほうであります。それで、下流に対する実際の悪影響というのは、大変困ったことに、事前に幾ら大きく見積もったつもりでも、見積もる程度はどうしても少ないというのが現在までの実情であるということも知られているというふうに思います。

そういうふうなこととして言いますと、やはり河川法が今のような状態、つまり、治水と利水と自然環境保全を目的とするのではなくて、仮にうんと下がって河川の自然環境に配慮しつつ治水と利水をするという目的であったとしても、環境の問題に対してかなりたくさん、今水山さんがおっしゃったように、どこまでは本当に下げられるのか。それから、下げられないけれども、これはほかのことと比べてどうしてもやむを得ない内容なのかということが一般的にも個々にも言われなければ、黙認するということはできないというのが提言以来の基本的な考え方ではないかというふうに思います。

したがって、そういう意味では、今から後非常に時間が短いので私はこういうことを申すわけですけ

れども、そういうものがぱっと出てきて、例えば私の意見が完全に変わることをみずから期待していません。議論というのは、相手を説得するだけではなくて、自分が説得されるというのを必ず中に持っているものだというふうに信じておりますので、私の意見は幾らでも変えることができますので、ぜひそういうふうに変えさせていただきたいと思っています。

それで、琵琶湖水位の確保のために幾つかのダムがいい影響をもたらす可能性はないかという意見が「河川管理者」から提出されました。ごくごく一般論としては、これは目的観の中に入れていただいたという内容で私は大変高く評価しています。しかし、具体的にどういうことであるかという点については、納得は残念ながら現段階においてはしておりません。そういう意味で申しますと、もう短いんで申しわけないんですが、やはり河川の環境に対してそれぞれのダムが、どういう影響はしようがないか、いけるのか、どこまでは減らすのかという議論をぜひ出していただきたい。

そのときに非常に大きな問題は、改善率というのと達成率というものは全く違うということです。これは繰り返し聞かれていますから、恐らく多くの方がお読みになっていただいていると思いますけれども、例えば魚道というものは、長良川の河口堰のときに大変見事な魚道をいろいろお考えになりました。従前のものに関して大変立派なものをお考えになりました。したがって、改善率といえは恐らくすごいパーセンテージになると思います。しかし、それは達成率では全くありません。達成率というのは、全くそんなものが存在しない場合にどこまで行ったという、100%に対してどれだけの達成率であったかということが議論になるわけで、それが議論の対象になるんだということは確かだと思います。

ただし、現段階における流域委員会におけるダムのワーキンググループのやり方については、私はこの順序でしかやむを得なかったのではないかと考えています。すなわち利水にとって本当に必要か、治水上それ以外のものは存在しないのかということをもまず考えるという考え方が、非常に短い期間においては大変正しかったというふうに私は思います。個々についてはですよ、一般論と違いますよ。

したがって、そここのところで、やはりそれほどどうしてもつくらなければならないわけではないという結論だったらそれでおしまいですね。もしもそここのとこで、どうしてもやっぱりつくらなければならないのであるということになったときには、私が今まで申し上げてきたというよりは、まさに見事に国土交通省や水資源機構が御存じであり実際におやりになっているようなことを、明白に、理屈がきっちり通る形で我々に出していただく。そうすれば私はそれを、なるほどそうか、つくるべきだというふうに言いたいと思っていますので、そこまで納得させていただきましたら、そういうことを言うことは一切やぶさかではございませんので、ぜひそういうことを、もう12月までだと思っていますけれども、説得していただくようなことを出していただくことを心からお願いいたします。

これは部会長としての発言ではございませんで、たまたま聞かれました環境問題からとらえたダムの

可否についてというのは、一応専門家だと言われている少数の人間だけに聞かれたようですので、その方の立場から申し上げた内容です。

ついでに、その報告の中には、先ほどの午前中には論文と雑文の区別が付きましてけども、幾らか雑文の部分がございませぬけれども、恐らく100ぐらいの内容については書いたものがございませぬので、個々にどういう問題があるかというのは、全部それを見ていただければ3分の1ぐらいはおわかりいただけると思いますから、どうぞよろしくお願ひいたします。

失礼しました。今のは個人の意見でともかくとして、部会として続けさせていただきたいと思ひます。今本さん、どうぞ。

今本委員

今本です。先ほどから堤防補強という問題が一見非常に難しいように言われておりますけれども、少なくとも破堤しないという観点だけから見れば、その技術は既にあります。例えば破堤したときの仮締切は矢板でつくります。その部分がほかの部分より圧倒的に強いことはだれでもが知っていることです。

淀川の堤防強化検討委員会で、例えば矢板の補強についての問題点として挙げられたのは1つは耐久性です。矢板の場合、さびるんじゃないかということです。これに対して、大体100年で2ミリ程度腐食するであろう、それを見込んでおけばまず大丈夫だろうという見方があります。もう1つは、例えば地震などで土の堤防との間にすき間ができる可能性がある。そこに水が入り込んで、いわゆる土堤の部分をうますんじゃないかという批判があります。ただ、この批判は推定であって本当かどうかはわかりませぬ。矢板というのは単に堤防だけでなく、あらゆる建物の基礎に使われてます。基礎と周辺の地盤との間にすき間があいたという話は、皆無ではありませんけれども、余り聞きませぬ。

例えば、よく堤防につくっていた水門のところですき間があいたといわれます。これは振動ですき間があいたんじゃないでせう不等沈下です。つまり水門のあるところは基礎を打つために沈下させませぬ。周辺は沈下する。そういうことであいたすき間であって、ちょっと違う。技術はあるにもかかわらず、それにチャレンジしようとしなひ。

その一方で、1998年、既に6年前ですが、中国の長江では矢板を打ったり、あるいはソイルセメントを堤防の中央部に天端まで打つという工法を標準工法として採用してます。これに対して、淀川水系の管理者はあれは浸透対策だと言ひました。浸透対策であろうと何であろうといひんです。そのことによって破堤しなければいひんです。

先日、円山川を河川管理者さんのお世話で見せていただきました。非常にたくさんの浸透による破壊寸前まで行ったところが随分ありました。そういう圧倒的事実を目前にして、まだ腰を上げようとしなひ。このことに対しては、やはりもっと真剣に考えていただきたいと思ひます。以上です。

川那部部会長

どうぞ、どなたでも。ありませんか。ないと困るんだけど。別に時間を延ばす気はありませんから、もしなければその程度にさせていただきます。

はい、どうぞ。田中さん。

田中真澄委員

済みません。部外者で申しわけないんですが。

けさも少し議論の対象になったんですが、滋賀県の示された案を整備局の立場で評価したということだったんですが、つまり、ここ二、三十年の中の整備計画というのは、我々の当委員会も同じですが、つまり滋賀県側が言っておられたように昭和34年でしたか、戦後最大の洪水を基本既往最大で、ここ二、三十年の整備計画を推進させるということで、それから先を見据えた、つまり100年に1度の確率つまり既往最大規模で計算されています高水量に基づいた整備計画は、現時点では考えなくてもいいのではないかという考えが出てくるのではないかと思うんです。その点をお聞きしたいなと。

川那部部会長

いかがでございましょうか。

河川管理者（近畿地方整備局 琵琶湖河川事務所長 河村）

琵琶湖の河村です。あえて私の方から言うべきことではないのかもしれませんが。県の河川管理者がその地域の方々に対してどう説明するかということの検討の結果、将来は100年に1回の洪水に対応するようにやりますと。ただ、それに向かって努力するけれども、当面二、三十年ではできないので、形として100年に1回、将来計画に手戻りがないようにやっていきたいということで計画をつくられているというふうに考えていると我々も認識しております。

我々も今回、先ほどちょっと補足で説明させていただきましたけれども、何か将来の目標を定めて、これに向かってやっていこうということで評価をしたわけではなくて、本当に10年20年で可能な限り早く実施したとしたら何がいいのかということで評価させていただいたということでございます。

田中真澄委員

いわゆる二、三十年先を見据えた計画の中で、既往最大の洪水量を基本にした治水対策ということになれば、丹生ダムの、つまり100年に1度の高水量じゃなくて、もう少し詳細に検討すれば、ひょっとして丹生ダムがなくても治水対策ができるのではないかという素人的な判断なんです、その点はいかがなんでしょうか。

河川管理者（近畿地方整備局 琵琶湖河川事務所長 河村）

琵琶湖の河村でございます。そういう観点でも見ておりますので、その結果、例えば戦後最大を目標

にするのであれば遊水地をつくっておくということ、河道対策で一定の効果があるということは我々も述べているわけでございます。ただ、それをつくるに当たって時間的な観点でいくと、遊水地だけで20年ぐらいかかってしまいまして、この地域に対して20年というのはちょっと遅いのかなということで評価させていただいております。

川那部部会長

1時間近くなっておりますので。どうぞご自由にご意見をおっしゃっていただいて、なければというだけのことから。

はい、川端さん、どうぞ。

川端委員

ダム の 代替案 の 1 つ に 遊水地 が あり ます が、 今、 遊水地 の こと が 出 た の で 教 えて いた だ き た い の で す け れ ど も、 遊水地 の 管理 の 仕 方 に よ っ て も そ の 効果 が 変 わ っ て く る の で は な い か と 想 像 し た ん で す。 つ ま り、 遊水地 と し て 土 地 を 買 い 上 げ て 洪水 が 出 る ま で 空 き 地 に し て お く と い う 遊水地 の 所有 の 仕 方 も あ り ます よ ね。

それから、普段は遊水地を農地などに使用し、洪水が出たときにそこに水を流して、そのときの被害額を算定してそれを補償するという遊水地の使い方もあるのではないかなと思うんですね。まだほかにもいろんなアイデアがあると思うんですけども、遊水地というのを固定的に、例えば国土交通省の土地であるというふうにするのではなくて、もうちょっと多面的な使い方と検討すると、機能としてはいろいろと評価できるのではないかなというふうに考えたんですが、その観点からの検討はなさいましたか。

河川管理者（近畿地方整備局 琵琶湖河川事務所長 河村）

琵琶湖の河村です。部分的に私の知識の及ばないところもありますので断片的な回答になると思いますが、先ほど言いましたように、遊水地を国が土地を買って治水に使うと、それを洪水時だけに流すというのはダムと同じような考え方になるかと思えます。

ダムはそれを山間部につくってたくさんためられるようにした、遊水地は平地に出てくるところにつくって薄く広くその用に供すると。治水目的のためだけのダムであれば、通常は空になっていまして、洪水のときだけたまるということで使う目的になろうと思えますので、そのやり方であれば、どこにつくるかの違いでしかないのかなと思えます。後半のまさに遊水地としての補償の考え方についてはちょっと。

川那部部会長

児玉さん。

河川管理者（近畿地方整備局 河川部 河川調査官 児玉）

児玉です。遊水地のパターンとしては大きく2つありまして、1つはまさにその土地を買ってしまっ  
て、ふだんは何にも使わないと。もう1つは、ここで例が出てました上野遊水地のようなパターンであ  
りまして、ふだんは田んぼで利用をしております、洪水になったとき、河川の水位が一定の高さまで  
来たときに流れ込んでくるという2つのパターンがあります。どちらかという、後者の方が多分多い  
と思います。ここで考えておりますのも、ふだんは田んぼとして土地利用が可能なパターンの方で考え  
てございます。

川那部部会長

ほかにございませんでしょうか。細川さんの方が先でしたね。どうぞ。

細川委員

細川です。先日は琵琶湖の方ではクリーク掘りに参加させていただいたんですが、そのとき河村所長  
は、部下の熱意に押されてやってみなければわからないと言われて、自分もこれをやってみてよかった  
というふうに発言されたのですが、まずこの高時川の問題に関してでしたらば、確かに10年かかる20年  
かかるだったら10年で済むものならばその方がいいのかもしれませんが。けれども、まず来年にどんな災  
害が起こるかわからない。そうすると、とにかく、まず来年洪水が少しでも避けられるように行動を始  
めるということの方が大切なのではないのでしょうか。

それでいくと、とにかくどんな方針が立つにしても、まず樹木の伐採は高時川の現状から考えればぜ  
ひとも必要なことですから、全体としてこういうふうやっていこうという方針を立てることも大切だ  
とは思いますが、まずやれることからやっていくということもお考えいただきたいと思います。

川那部部会長

村上さん、手が挙がってましたね。

村上委員

これは意見というよりも注文なんですけど、先ほど、20年本当にかかるのかどうかという話も含めて、  
説明いただくときに、数字とかあるいは図というのは非常に影響力を持つものなので、そういうものに  
対してもうちょっと責任を持っていただきたいというのが注文です。

今のかなりしっかりした数字の部分と先ほどの水位の利水の部分もそうなんですけれども、例えば傍  
聴者の方から農水の水利量を2分の1にしてあるけどそんなじゃないと。先ほど休憩中に聞いたら、  
多いときでも3割ぐらいだろうというふうにおっしゃってましたけれども、それは違うかもしれませんが  
けども、ほかの部分はきちりしてあるけれども、ある部分はかなりいいかげんだったことの中でシミ  
ュレーションが行われて、その図が出てくると。

普通、例えば論文だったら、このくらい誤差があるという部分はこのくらい誤差があるよと出したりするんですけど、そういうものがなくて、パシッとこの数字が出てくると。本当にその数字になるのかとわからない、かなり怪しい中でそのような形で出てくるといのは大変危険だと思うので、そういう部分に関しては、これから資料提示される数字、図で出されることに関しては、もうちょっと慎重にお願いしたいと思います。

川那部部会長

ほかにございませんでしたら。どうぞ、三田村さん。

三田村委員

三田村でございます。資料2 - 2を午前中に提示していただいたときに、琵琶湖環境改善のためのという大タイトルがあるにもかかわらず、何にも目標、理念、具体性がないんですね。水位のマップがあるぐらいのところかなと思ったんですけども、それはよろしいといたしましても、私はこういうものを提示していただく時期は過ぎていると思いますし、多分、河川管理者もその辺は十分に承知してらっしゃるんだろうと思います。1月には確定版を提出しなきゃならないという時間的なこともありますので、そういう意味では資料を出していただいて、ダムワーキングでその資料を参考にさせていただく程度でしかしょうがないんだろうと思うんです。本当は議論したいんですが、議論をする時間が許されてないように思います。

したがって、今まで提示していただいた資料から、ダムワーキングの人たちが判断せざるを得ないというところだろうと思います。今本先生、そんなふうを考えていかがなんでしょうか。

今本委員

私もそうせざるを得ないと思ってます。

川那部部会長

三田村さんが今そういうふうにおっしゃったんですけども、実は水位に関しては資料2 - 4というのをきょうとりあえずは出していただいておりますので、それは1、3の議論が終わった後で、その他の初めの方にさせていただきたいと思います。水位のことに関しては後にさせていただくということで、一般に出す時期がもはや済んでいるかどうかというのは、ここの議論かもわかりません。

ほかにはいかがございましょうか。

塚本さん、どうぞ。そろそろ終わりにしたいと思いますのでよろしくお願いします。

塚本委員

「姉川・高時川の治水について」の1ページにちゃんと囲んであって、非常に太い線で引いておられますね。恐らく今までいろいろ河川管理者が言っておられるのは、これはつらいながらしっかりと調べ

てきたというところなんでしょうけれど、この太い線をクリアすることは多分できないだろうということとで終わります。

川那部部会長

じゃ、ほかに。特にございませんでしたら。田中さん、どうぞ。

田中真澄委員

ずっと治水問題を優先的にいろいろ議論し、討論されてきたわけなんですけど、ダムがもたらす環境の問題点というのは河川整備局から何も出てないと思うんですよね。

これはやっぱり大きな問題で、つまり環境という主軸が入った以上、むしろ整備局の方からダムがもたらす環境の問題点というのは、やはり効果ばかりじゃなくて、ちゃんと資料として説明を出していただきたいと思っております。

川那部部会長

今の件は、先ほど「河川管理者」がおっしゃったように全然出ていないとは言わないので、かなり以前の段階に幾つか出していただいたということはあるわけですけども、田中さんなり、あるいは多くの方があれでは十分ではないのではないかというご意見であるというふうに部会長としては理解させていただきたいと思います。

はい、どうぞ。倉田さん。

倉田委員

倉田です。先ほど、川那部先生がおっしゃった言葉の中身を少しかみ砕いて。間違うかもしれませんが。

今、田中真澄さんがおっしゃったように肝心のところはまだ、一番大きなテーマであるはずの環境問題に対して議論できてないのにここで幕を閉じなきゃならないというのが情けなくてしょうがないんです。環境の問題というのは、川那部先生がおっしゃったたくさんいろんなものが出ておるから物すごく多いんだというご指摘だけだったんですけど、私はそれを整理してみようと思っているんですけども、大きくは8つの問題点があります。

1つは水質、水量の変化に対してどうなのか。これはある程度、管理者の方はデータをお持ちであると思っております。それから、2番目は水環境の変化はどうなのか。これはダムだけの問題ではなくて堤防に関してもそうですし、水の量の問題じゃなくて質も、流況というんでしょうか、流れ方の問題もありますし、いろんな面で水環境の変化というものも調べないといけない。

それから、4つ目は、自然の季節変動を曲げるということは困るので、季節変動に対してどういう影響を与えるのか、これもチェックが必要です。それから、土砂移動の停滞の問題はシートの中で宿題に

なっていましたけれども、これも非常に重要な問題です。

それから、5つ目には栄養塩類なんかの問題も大きいと思うんですね。これは鉄分なんかも含めまして、栄養塩類の変化に対してどうかかわっていくのかという問題。6つ目が生態系に対してどういう影響があるのか。生態系の攪乱の問題です。

7つ目が河川利用形態。利用もいろいろあります。レジャーもあるし、観光もあるし、漁業もあるし、いろんな面で使われてます。農業もあります。そういう利用の問題がどういう形で変えられるのか。どう乗り越えられるのかという問題もあります。最後に8つ目には、地域経済の問題です。これは他の個々の問題と抵触しますけれども、それぞれ狭い地域でも広い地域でも、あるいは京都なら京都という大きなグラウンドでも、1つの地域経済に対してどういう影響があるのか。下手すると経済の破綻に追い込むことだってあり得ると思うんです。これは地域経済の問題。

多量の点検ポイントというのがあるんだけど、こんなにたくさん点検できないからどうしようかと思って整理してみたら、大体8つぐらいに絞れました。

だけど、8つに絞っても、この中身は大変なんですね。例えば水質、水量の変化の問題なんかでも濁水がどうなっていくか、透明度がどうなっていくか。水温はどうなのか。濁度はどうなのか。あるいは、シルトがどういうぐあいに浮いていくのか、沈んでいくのか、散っていくのか、こういう問題。それから、DOの低下の問題。

まだまだいろいろありますけれども、とにかく今8つ挙げましたが、この中身は細かく分けていくと物すごく数が多くなるんです。こういうものを本当はチェックしないと結論は出ないんだらうと。結論を出せるところまでいかないかもしれないけれども、よりよい答えが求められるためにはできるだけチェックをするべきだと思うんです。

そういう点で、こういうことをこれまでに本当はふれたかったけれども、治水に絞られたために残念ながら議論に持ち込めなかったというのが、今、悔やまれてしょうがないところです。

川那部部会長

ほかにはございませんでしょうか。

田中哲夫さんの方、どうぞ。

田中哲夫委員

部外者ですが、田中哲夫の方です。

ダムをつくるかつくらないかなんですけれども、バイパス、河道の掘削、遊水地、いろんなことをしても、私自身は既往最大規模の洪水に対処する、あるいは100年後には既往最大に対処するという目標レベルを設定すれば、恐らく治水に限ったダムをつくらざるを得ないのではないかと、結論としてはそ

ういう気がしています。

つくらなければならないのならば、穴あきあるいはスリットダムで使い捨てダムというのは不可能なのかと。そのダムが稼働するのは数十年に1遍か100年に1遍だけ。その間にさまざまな小さなダム以外のハード、ソフトをどんどんと整備し、これらが整備されれば100年後につぶすというダムを考えられないか。

川那部部会長

嘉田さん、急いで。短い時間で。

嘉田委員

県の方で淡海の川づくり委員会というのをやっております、そこでは既に安曇川の上流、芹川の上流は治水目的だけの穴あきダムという計画になっております。かなり案も出ておりますので、また滋賀県の方から提供いただいたら。そのときに環境に優しいということが売りになっているんですが、それこそ田中さんたちの専門の魚は確かに動けますけど水性昆虫が動けないというので、水性昆虫の壁になってしまうということが、今、議論になっております。

川那部部会長

それでは、一応これぐらいで終わらせていただきまして、琵琶湖部会としても当然ながら5つのダムのうちの、きょう水山さんは3つのダムのサブワーキングなんですけれども、琵琶湖部会が直接扱うのはそのうちの1つではございますが、この問題に関しては琵琶湖部会としても何も言わないというわけにいかどうかわかりませんが、ダムワーキンググループの方のものでできるだけ一緒にしながら進めさせていただきたいと思います。

きょうは午前中にダムワーキンググループを開いていただいて、それに琵琶湖部会の多くの方が参加していただくという形をとりました。あるいは、来月あたりもそのようなやり方をするというようなことも含めて、ダムワーキンググループの方にしばらくの間、いろいろしていただくことの中で、琵琶湖部会としてのことを考えていくということにさせていただきたいと思いますが、そんなことでよろしゅうございますでしょうか。

それでは、ちょうどお帰りになりましたけど水山さんを中心にして、今本さんご自身もきょうは来ていただいておりますので、そのようにそのことはお願いしたいと思います。

それでは、1番目の議題のところへ参りまして、「河川整備計画基礎案に係る具体的な整備内容シートに関する検討」というのに入らせていただきます。何度も申し上げておりますので繰り返して申しませんが、基礎原案における具体的な整備内容シートにつきましては琵琶湖部会からかなり具体的な意見書を出しました。その中にはこれはこういうふうにしてほしいというのもございましたし、こういう

内容は書いてないけれども、これは絶対に検討されるべきであるというようなことも含めて書かせていただきました。

それに対して、その中のかなりのものをいろいろといわゆる「河川管理者」の方は整理をしていただいて、大きく変化が出てきたことは皆さんご承知のとおりですけど、そのものに関することでございます。

それで覚えていらっしゃるかもわかりませんが、前のときに副の江頭さんをお願いすると言ったら、中村さんが前のときには私もしたからと言っていただきまして、本当にありがとうございました。それで極めて具体的にいろんなことをやっていただいたようでございますので、そのことのご報告方々、資料1、2及びきょうの3というあたりを中心にさせていただきたいと思います。その適当なところぐらいで一たん休憩させていただこうかと思っておりますが、どうぞよろしく願いいたします。

中村委員

中村です。お手元の資料3というのが、前回、河川管理者の方から出された河川整備計画進捗状況の内容ということで、実施項目に対して7項目、調査検討項目に対してやはり7項目ですね。

川那部部会長

3の というやつですね。

中村委員

ごめんなさい。3の ですね。

川那部部会長

前のときですね。

中村委員

そうですね。10月13日の資料3の というやつですね。ちょっと分厚いやつですけど、その表についている表が河川管理者さんの方が進捗状況を報告して、これで琵琶湖部会に関連する整備事業の進捗について委員の方から意見をいただきたいということがあったわけです。

ただ、前回の部会ではそれを含めて琵琶湖部会の意見書全般をベースにして、現在、河川管理者さんが行われていることに対しても意見をいただいた方がいいんじゃないかということで、それぞれ分担をお願いして意見を出していただいたということと、委員の中にはダム部会、あるいはさまざまな他の部会に出ておられない方もおられましたので、一緒に作業をやることをしたらどうかということで私の方が提案させていただいて、10月27日にその作業をやらせていただいたと。

その結果として、お手元に資料1 - 1、資料1 - 2、それから番号はついてないんですけども、先ほど事務局の方から番号をつけてくださいということで資料1 - 3というやつが10月27日の14時から18

時40分までの琵琶湖部会作業検討会の結果報告と、この3つの資料がお手元にあるかと思います。3つございますか。

まず、資料1 - 2から先に見ていただきたいんですが、資料1 - 2は各委員の先生方に分担していただいて、先ほどの10月13日の資料の3、印に対応する部分についてご意見を出していただいたというものです。これは分担していただいておりますので、分担していただいた以外の方でそれぞれの項目に対して意見がおりにある方で出てないという、まあ分担した場合には弊害があるんですけど、とりあえずこういう形で出ましたということでございます。

この中身については後ほど議論の仕方をご相談しますが、次に見ていただきたいのが資料1 - 1の方ですね。これが意見書の基礎案、グリーンの琵琶湖部会の部分ですから、ページでいきますと琵琶 - 1から琵琶 - 16ページまでの琵琶湖部会意見というのがあるわけですが、その項目に対して、現在、河川管理者さんの方が行っているさまざまな検討等について委員の方から意見を出していただいたと。左の方に意見書のページ番号、項目立て、それから委員の意見ということで、これは必ずしも先ほど河川管理者から提供していただいた10月13日の資料3に対応しているわけじゃなくて、意見書の方に対応してます。これは意見書の項目についてのご意見ですので、全般に対しての意見というのはここに出てません。項目ごとに出ているわけです。その違いはもうよろしいですか。

資料1 - 2は具体的に取り組みされた整備事業の進捗に対する分担の意見と。それから、資料1 - 1の方は意見書の方を見ながら、これまでの河川管理者からのこの1年ほどの作業に対して具体的な意見を出していただいたということです。それで1 - 3というのが番号がついてないけれども、きょう配付されたというやつでございまして、これは琵琶湖研究所の会議室で10月27日に中村、寺川、藤井、松岡の4名が集まったんですが、それで議論したということです。

まず資料1 - 2の「整備内容シートに関する委員からの意見」なんですが、これについては後ほど特にきょう皆さん出ていらっしゃってますので、この点は非常に重要だということについては、委員長の方からそういう時間がとれるということであれば発言していただく必要があるんじゃないかと。ただ、総じて個別のシートで今回までにやりましたということに対しては肯定的な評価を委員の方からいただいているわけですね。ただ、課題が出てますし、本来、部会の方で求めていたものと若干違うんじゃないかと、こういうこともやってほしいというようなことがここに出ているということです。

その次が資料1 - 1の方なんですが、意見書の項目立てから見て、河川管理者側の取り組みで意見があったわけですが、先ほどから出ている意見が大体ここに反映されていると。きょうのような議論があれば、この意見をこういう形でまとめる必要はなかったのかもわかりませんが、具体的には例えばダムについては提言の趣旨に沿わず検討を促す点があるとか、検討とか判断のプロセスが重視され

てないことがあるんじゃないかと、河川の水量と河川形状についてもそれぞれできている、あるいはできていないということが具体的に上がってございます。

特にほとんどやられてないんじゃないかというようなことは、2.4の統合的管理システムというような部分については、まだ具体的に動いてもないんじゃないかということがあるんですけども、もう一方で、3.2のさらに検討・追及を促す点ということで、滋賀県との連携あたりは現地における協力などから前進していると考えられるということがあるんですが、委員の方にももう少し情報提供していただきたいということも委員同士のやりとりという形であったりしました。

しかも、別途意見としては、今回の水害被害について幅広い情報提供をしていただきたいということがあったんですけども、河川管理者の方も非常に幅広く情報提供していただいているということが現在進行形であるということです。

次に資料1-3なんですが、これが先ほどから議論していることと相当重複するということになるかと思います。これは個別の項目だとか、個別の事業ということではなくて、全体としてどういうふうを考えていくべきなのか。それで河川管理者側と委員会との間の認識の違いだとか評価というようなことをどう考えるのかということで、先ほど環境についてはダムワーキンググループで環境の議論、特にダム建設が琵琶湖の環境に及ぼす影響については議論をほとんどされていないということで、それは琵琶湖部会でやらないといけないということなんですが、これまで出していただいた情報というのが、ある意味で従前の環境アセスメント手法の枠を超えていないために、客観的、中立的に琵琶湖の長期的な影響を判断するための材料になっていないとか、意見書には中立的なそういうことができるような仕組みを考えていただきたいということになっているんですが、そのあたりをどうするのかということも含めて3点まとめてあるんですが、調査の体制といいますか、琵琶湖にとっては重要な何百年、何千年という時間スケールで動いていることを、非常に短い1回や2回の調査で影響が出なかったということだとか、非常に効果があるというようなことを、即それで琵琶湖の非常に長い時間に影響を及ぼすようなことを決めていくのはなかなか難しいので、こういうことをきっちりやるべきじゃないかということだと思います。

調査の方法についても、これまでの調査の方法は、どちらかというと河川管理者の事業推進の立場でとられたデータですので、なかなかそれを客観的に消化していくのは難しいわけですから、多分これは時間がかかると思うんですけども、そういうことを今後どうしていくのかですね。

それから、整備事業との関係ということでいきますと、仮に来年の1月の段階で何らかの判断があったとしても、非常に大きな影響を及ぼす可能性を秘めている問題ですから、引き続き予防原則を視野に入れてモニタリングしていくような体制も、今回の議論の中へ含めていくべきじゃないかということが

出ているわけです。

それから利水については数字が挙がっていないことがあるんですが、そうはいても、これは琵琶湖部会の部会委員の方に再確認する必要があるんですが、既に上がっている情報、あるいは意見書作成の段階で整理した情報、あるいは傍聴者等から出された意見も含めて琵琶湖部会について判断するということは、作業する必要があるんじゃないかということがございます。

それから、滋賀県サイドから利水安全度低下についての議論があるんですが、この辺についても、管理者側と滋賀県側の個別具体的な部分についての意見の整合性等についてはぜひご報告いただきたいと。きょう、先ほどから議論になってたことがこの辺に入っております。

それから、午前中も発言があったんですけども、直轄事業以外は非常に対処しにくいとは思いますが、農業水利の問題だとか、あるいは幅広い連携の部分でいきますと、土地利用だとか地域の発展のあり方というようなことを視野に入れて河川の流域管理というものができ上がっていくということがあるわけですが、その辺の部分については今回の検討の中で十分されていないんじゃないかということが出ています。

ダムワーキングと琵琶湖部会との関係については、ダムワーキングの議論についてはこの3つぐらいがあるわけですが、今後もダムワーキンググループに積極的に反映させる必要があるので、特にあさって、先ほど川那部先生がご自身でおつくりになっている意見を言われましたですけども、琵琶湖部会としてダムワーキングに反映させるもの、あるいはダムワーキングで出てきた環境全般に対する意見をもう一度琵琶湖部会の中で消化するという作業が必要ではないかなというふうに思います。

4番目としては琵琶湖の水位操作なんですけど、これは、きょう後ほどご説明いただくということなんですけど、意見書の記述と河川管理者側の調査検討の内容、その評価というようなことで幾つか問題点をここで指摘しております。これは後ほどまた議題になろうと思いますので、そのときに少し見ていただきたいというふうに思います。

それから、まとめになりますけども、昨年度作成した意見書に立ち返って、河川整備計画の基礎案や事業進捗に意見するということが非常に重要であると。ですから、全般として琵琶湖部会の意見書に反映されているスピリットといいますか、それが反映されているかどうかということが一番重要なことであるということになります。

それから、一般傍聴者から非常に貴重なご意見をいただき、またおしかりを受けたりしているわけですが、そういうことも、逆に琵琶湖部会の委員の方がもう一度確認精査して、部会の中に反映するものは反映するということがいってはどうかということがここに入っております。

それから先ほど、これは後ほど川那部先生からご指示があると思うんですけども、委員はこの3つの

資料をもう一度よく見ていただいて、かつ、あさってダムワーキングに出される琵琶湖部会関連の資料をもう一度琵琶湖部会の方に返していただいて、皆さんで検討いただいて、さらにこの3つの資料を再検討していただくと。最終的には12月の初旬ぐらいですかね。時期も決めないといけないんですが、再提出していただくということで、それを河川管理者の方に提出するというのでどうだろうかということがまとめになると思います。以上です。

川那部部会長

ありがとうございました。私が最初に言うたのが悪かったところがあって、整備内容シートの具体的な問題のほかに、事業進捗のところまで確かに中村さんがこの作業検討会にお願いいたしましたので、それを一緒におっしゃっていただいて大変ありがたかったです。それだけでなく、整備内容シートの具体的な問題だけではなくて、もう少し広いところにまで踏み込んでいただいたので大変ありがたいと思いますが、そのこと2つを少し分けながら議論をさせていただきたいと思います。

まず、具体的な整備内容シートそのものということに関してでございますが、何か特にご意見がございますでしょうか。これはある意味ではずっと、3月か4月ごろから皆さんに、あったら書いてと書いておりました内容でございますので、出てきていなければ特にはないということだというふうに判断しても、判断してもよいかどうか知りませんが、判断せざるを得ないという部分があるわけですけれども、先ほど中村さんのおっしゃった一般的な問題でいいますと、これだけはぜひお願いしたいというふうに具体的に要望していた整備内容シートについて、これは実施ではなくて検討ですが、どれくらい検討しておられるか、しておられないのか、されたらしてもらうという、極めて具体的な意見というのは当然入れた形で具体的な問題が出てくると思いますので、その辺のあたりでご議論いただきましょうか。

それから、一般の問題として提言を出し、出てきて、それで意見書を出し、出てきてというような、一般的な問題に関するところもちろん議論する必要があると思いますし、することが大事なことだと思いますけども、ちょっと後回しにさせていただいて、具体的な点について何かご発言をいただければと思います。

はい、どうぞ。今本さん、お願いいたします。

今本委員

今、整備シートについてどういうふうに意見を出すかということですけども、まだどういうふうな形でまとめるか決定していません。ただ、私の個人的なイメージで言いますと、この意見書がありますね。これはどのページでもいいんですけども、シートの1 - 1というのを見ていただけますか。

これを見ますと、最初にシートナンバー小項目というのがあります。計画の1、河川レンジャー、一番最初に具体的な整備内容。これは基礎原案の、ここに対応するものがこのままここへ文章として来て

ます。ここは前の庶務につくってもらったところです。その次の意見というのが、これは我々委員がつくった意見です。この次に、基礎案の具体的な整備内容というのが来ます。これは、ひょっとしたら基礎原案と全く一緒かもわかりません。その次の欄に今回出す意見というのが出てくるわけです。そうしますと、一連で見ますと、基礎原案があって、それに我々の意見を言った、その意見に対して変わったものもあれば変わらないものもある、それを見てさらに我々が細かいものを見る、そういう形ができ上がりだと思っんです。それをイメージしながら書いていただきたいと思います。そういうことを、本当はきちんと最初に打ち合わせをしてからやっていかないといけなかったのですが、これから1月の最後の段階まで、これは時間的な余裕がありますので、そういう形で多分まとまると思っんです。

中村委員

今本さんに質問になるんですが、前回この作業をするときに、徹夜徹夜で随分大変な作業をしたわけですね。今回も同じようなことが起こりかねないというのは、個々に分担して意見を出していただいているんですが、やっぱり個別に出てきた意見というのは根拠が薄弱だったり、科学的に裏づけされていなかったり、書き方がまずかったりというようなことで、必ずしもそのままとんと反映することができないということになりますよね。そうすると、またそういう作業が伴ってくるようなことがあると。

今本委員

伴ってくるんです。例えば、琵琶湖部会から2人ということで、たしか部会長さんから指名されてます、運営会議で。中村さんと江頭さんだったと思います。各部会ごとに指名されてますので、その方はやはり最後は死にもの狂いでやらしてもらわんならん可能性がある。

それと特に急ぐのが、庶務が、基礎案のところを早く整理してもらわないことには我々はやりにくい。それから、できたらそれに関連する一般意見だとか、そういう関連するものを全部ここへ集めておいてくれたら、それだけを見ながら我々はまとめることができるんです。そういう作業を、これも庶務として非常に、本来の庶務の事業なんですけど、それは早くしてもらわないと我々はやりにくいですからお願いしたいと思います。

川那部部会長

その点は私も申しておきたいと思うので。芦田さんから正式には言うてもらうことにしますけれど、庶務の方は、これは役割やと思っんです。この緑の意見書に対して、この大きな、基礎原案にかかわるじゃなくて、基礎案にかかわる整備内容シート、こんなのが来ますから、あれを並べていただいて、その後ろに、それに対する意見という項目が、あけ放しにしたものがずらりと出てきてないと困るんです。中には、そこのところは意見なしと。意見なしというのは、私の理解ではそのとおりで結構ですという意味もちろんありますでしょうし、特に何も意見を言うことはない、黙認というか、黙ってい

る、積極的に反対はしないという意味ですから、消極的な反対も賛成も含めてというのにも含まれるかもしれないけれども、それはそれでやっていただいたらいいですから、そのことをぜひまとめてください。いつまでにと庶務が約束してくれるとうれしいけど、委員会の席上の話じゃないと思うから、ぜひ早くよろしくお願いいいたします。

それが出てきて、そのときに先ほど申しましたように、新しい基礎意見、あるいは前の基礎原案に対する整備シートのところには書いてなかったものに対する意見が出ておりますから、それも庶務として書いてもらうように、私からも、これは委員会としては命令していいんですね。要望ではなくて命令させていただきますので、正式には芦田さんからだと思いますが、そういうことでよろしくお願いいいたします。はい。

中村委員

命令されても困るようなところがあるんですけども。

川那部部会長

庶務に。

中村委員

確認なんですけど、琵琶湖部会関係で作業が出てくる項目というのが、この実施7項目、調査検討7項目でよろしいんですか。これしか河川管理者は実際には進捗してないということになりますよね。

今本委員

これは、たしか少なくとも、琵琶湖部会の方はその部分を一生懸命見てほしい。できればほかの部分も目を通してほしいということです。ですから、ここは琵琶湖部会に任せたいというんじゃなく、少なくとも琵琶湖部会でしたら琵琶湖部会にかかわる関連の要項を見ておいてほしいと。ほかの部会の方もそれに対して意見を言うことができる。逆も同じです。

川那部部会長

はい、どうぞ。

寺川委員

先ほどその整備内容シートに対する、いわゆる基礎案の書き上げと、それに対する我々の評価ということかと思うんですが、基本的には基礎原案と余り変わってないんじゃないかと。それで、変わったところだけを上げていただいて見た方が、庶務の方は大変かもわかりませんが、我々としてはどこがどう変わっているかということが明確になってわかりやすいんじゃないか、また作業もやりやすいかなという感じはするんですが、いかがですか。

今本委員

いや、恐らく、これは資料をいただいているのを見てないと思うんですよ。既に、基礎案と基礎原案との対照表を我々はいただいているんです。結構変えてくれてます。表現の部分が多いんですけど、それが、見落としているんですよ。一々見ませんし、大分前のことですから。今回、私もそれを初めて見てやろうと思ったら、それを電子情報でもらっていないものですから、また切り張りするのも面倒なもので私自身やってないんですけど、それをやってもらうわけですから、庶務はそれほど大変な仕事でもないですよ。切り張りするだけです。

川那部部会長

済みません、2つのことがあると思うので、これは基礎原案と、それに対する意見書です。それに対して基礎案が出てくるということがなければならぬと、そこまでですね。その4番目は、我々がこれから言う意見です。

2つ目は、具体的な整備内容シートについても、基礎原案の整備内容シートが出て、それに対しておのおのについてこれはよろしい、これは実施してください、これは書いてないけども検討してくださいという案を、これも出してあります。それに対して、基礎原案ではなくて基礎案に対する大きな整備シートが来てます。大変申しわけない、私自身も全部を読んでおりませんが、河川環境関連の部分は読んだんですが、大変見事に違ってます。これは褒めている意味ですよ。本当に、ちゃんと意見を考えながら入れている部分がたくさんあるわけです。ですから、それを見た上で、今度はそれに対して意見をどうするかと。今度の意見は基礎原案ではなくて、基礎案に対する整備シートに対する意見です。

ところでそのときに、極めて具体的には進捗状況報告というのがその間に入っておりますので、本来から言えば基礎案の具体的シートに対して我々が意見を言うて、それから進捗状況が出てくるのが本当だったのかもしれませんが、その真ん中のところを我々はさぼっているというのか時間がなかったというのか、しておりませんから、したがって、具体的な問題に関しては、向こうのがあって、こちらの意見があって、向こうのがあって、向こうのがあってどうするかという、そういう意見、そういう順番になるはずですよ。

意外に、個々の整備内容シートもちゃんと変えてもらっています。ただし、その中には、私個人は、逆さまやなと思うものがちょっとぐらいないわけではありませんが、そのところはそれできちっと意見を述べればよいという問題であったと思います。

私がいまず一番最初に簡単な方のことで申し上げさせていただきますと、個々の整備内容シートに関するものについては、庶務がそれをしていただいたものを皆さんにもう一度見ていただいた上で、このまとめはこの委員会でやっていることはまず絶対に無理ですから、江頭さんと中村さんに、出てきたも

のをばばばっとしていただく以外には手はないんだろうと思います。それはまずお願いできますでしょうか。それが1番です。

それから2番目は、意見書そのものの中で意見書を出し、あるいは原案を提言として出したものに関して、基礎案そのものに対して、委員会としては、これはこういうふうにしてもらいたいという一般的な要望というのがあり得るはずですよ。この件に関しては、明白に部会の問題ではなくて委員会の問題やったと思うんですけども、個々ではありませんから委員会の問題やったと思いますけれども、それに対して琵琶湖部会のメンバーから何らかの意見があれば、それはやっていただくということをせざるを得ないだろうと思います。

きょう、ここへ書いていただいたかなりの部分はそちらの方の問題やと思いますので、中村さんが忙しいのを知っているから困るのやけどなあ、それもついでに。これは委員会として議論をいたしますけれども、まとめ役をお願いできますでしょうか。

中村委員

今の話ですけど、お手元のこのファイルの中に、淀川水系河川整備計画基礎原案及び基礎案と意見書の対比シートというのがございますよね。まず、これを事務局から確実に各委員が持っているように配っていただくということですよ。この対比シート、基礎原案と基礎案及び意見書の3つを並べてありますので、これはちょっと皆さん全員で見えていただくということになると思うんですよ。

特に琵琶湖部会に関連する分については、琵琶湖部会の委員の方はこの対比シートを見て、基礎案の方が意見書にきちんと沿っているかどうか、どこに齟齬があるか、そのことをまずやっていただきたいと。それとプラス、この7項目、7項目の個別事業の進捗については、7項目、7項目は今分担して書いてもらってますから非常に意見に濃淡があるんですね。これは、関係する分はぜひ部会のメンバーに見ていただきたいと。それを提出していただいた上で作業するというので、作業の仕方とか、また私や江頭さんだけでできなければメンバーを追加してやるとかいうことは、また後ほど決めさせていただきますと、それだけの確認をさせていただきます。

川那部部会長

どうぞ。

今本委員

ますます委員の首を閉めることになるんですけども、実施という項目については、ぜひ現場を見てから意見をくれという要望でしたので、見ないで書くわけにはいきません。これは委員としての義務だと思いますので、分担してよろしくをお願いします。

川那部部会長

繰り返しますと、皆さんの目の前に、お2人に1つずつ、こういう2つがあります。皆さんよくよく御存じで、持っても、3月ごろにこうなさったはずなんですけども、ここの基礎案と基礎原案でややこしいですけども、この整備シートを比較した上で基礎案、つまり後の方に対する意見及び進捗状況に対する意見を個々について問題のあるものを書いていただくと。ないものは何も書いていただかなくてもよろしいというのが一番目でございます。その整理は江頭、中村というところで、うんと意見の違っているところはあれして、ほとんど自動的にやっていただくということでまずはよろしゅうございますでしょうか。これは、ここで1つずつの議論は全くしないでそのようにさせていただくということにしたいと思います。

2番目は中村さんに結果報告のところに書いていただいたように、この意見書及び提言書に書いてある内容で、整備シートではなくて基礎案そのもので、あえて言いますと、極めて不十分であるという点については、委員会としての意見書を出さないといけないという部分があるかも知れませんが、それがあればそれはぜひ出していただきたいという意味です。これの方は個々の具体的な整備シートではありませんから、基本的には委員会でやるという形をとらざるを得ませんけれども、それに対するご意見があったら出していただきたいという意味でよろしいですね。そうであるとするならばその件について少し、きょうも、せっかくこの資料1-3をつくっていただいたわけなので、それを今から議論させていただきたいと思いますが、よろしゅうございますでしょうか。

先ほど中村さんからご説明がありましたので、個々の、おのおのの内容についてのことでございますが、順番にということでもいいと思うので、ご意見を承れますでしょうか。資料1-3を中心に、つまりこの意見書を及び提言書を基盤にした4人で考えていただいた検討会の結果報告、1-3でございます。

どなたもおっしゃらないと思うので、1枚目のところに科学者パネルというのが書いてあります。これは私の記憶によれば、一般論としてこのようなものが委員会の中では必要であるという意見と、それから、シートの中にそういうものをつくるべきだという意見と2つあったように思います。ここに書いてあるのはシートよりも前に、全体としてはどうであるか、現在どういうふうになっているかという内容のもので、そこについてはいかがでございましょうか。私の知っている限りでは、ここは環境の問題だけしか書いてありませんけども、環境に関しては、例えば淀川は工事事務所の部分は、たしか前に淀川環境何とか委員が何か忘れましたが、というものがこの淀川水系流域委員会ができる前からあって、今も活動していらっしゃるというふう聞いてます。

それから、琵琶湖及びその周辺河川という形につきましては、環境専門家会議やったかな、グループ

というものが、これは琵琶湖河川事務所というんですね、このごろの名前は。そのところから一応あって、この場合は、委員会というよりはアドバイザーがあって、おのおののワーキンググループがあるというような形ですけども、動いているはずですよ。そういうことに関する問題点が幾らかあるのではないかとというのがこの4人のご指摘の中に入ってきますけれども、一般的なことで言うと、科学者パネルというのは決して環境だけのことではなかったように思いますので、そのようなものが本当に皆さん要るというふうにお思いなのか、あるいは今、環境については淀川河川事務所関係、琵琶湖河川事務所の管内では違う格好で存在しているけれども、そういうのでよろしいとお考えになるのかどうであるのかという議論ですね。どうぞ、中村さん。

中村委員

その背景を立場上ご紹介できるのでご紹介しますと、淀川工事事務所管内で、琵琶湖環境専門家会議、名称は何という名称でしたか。

河川管理者（近畿地方整備局 琵琶湖河川事務所長 河村）

琵琶湖河川の河村ですが、琵琶湖及び周辺環境に関するアドバイザーグループ制度の中の、先日開催されたというのは専門家。

中村委員

それについてはきちんとした報告が今までなかったんですね。琵琶湖部会にこうこうこういう会議があって、そこではこういうことをやっていますと。こことその関係はどうですということがきちっとは必ずしもなかったんで、皆さんがその会合のことを御存じであるということではないんですが、そういう会合があると。

そこに、ワーキンググループというのがあるわけですね。10数名の先生方が入って、その中で河川管理者側が提示された琵琶湖への長期的な影響、溶存酸素等の調査結果については報告をしました。報告をして、そこで議論していただいて、それを咀嚼するという事は行われましたということは起こっているんですが。私が見るには、琵琶湖部会でもそちらのワーキンググループでも、こういう非常に大きな、場合によっては非可逆的な影響があるかもしれないものに対してどういうふう考えていくのかという突っ込んだ議論がされてないと思うんです。

これはもし、こういう委員会でもどこでもそうなんですけど、ダムをつくることを賛成か反対かという話ではないわけですね。こういうことを我々がどう考えて取り組むべきかというときには、やっぱりしっかりした議論を今回しておかないといけないだろうと。そういう意味で、琵琶湖部会でもそちらのワーキングでも、きちんとできていればそれを全面的に表に出すというふうにするべきだし、もしできていない場合にはどうしたらいいかということは非常に重要なことなので話題にしたらどうかという

のがこの趣旨なんです。

これは嘉田先生の方からも何度も出されていましたが、漁業者の方の方からも出されていて、我々の研究するサイドからも、どうなんだろうかと、不確定要素が非常にあるんだけど、かつ、河川サイドからの昨年度の操作結果では余りそういう影響がないんじゃないかという報告がなされているんだけど、それで琵琶湖に対してはそれほど影響がないということを琵琶湖部会で了解しましたというふうに言っているものかどうかということは、非常に大きな課題として残るので、ここはきちっとした位置づけをした方がいいだろうと思います。

川那部部会長

何かご意見ございますか。私は琵琶湖のいろんなところに対する広い影響に関する、ダムだけではなくて、について科学者パネルというものが、少なくとも淀川流域委員会の中に存在していないというのが事実だと思うんですが、その点について何か特にご意見があるかということがまずあります。

その前に河村さんにですが、琵琶湖及びその周辺河川における河川環境に関する専門家グループ制度というのがあって、アドバイザー会議というのと、おのおののワーキンググループというのがあるわけですけれども、それを設置された琵琶湖河川事務所としては、その会と淀川水系流域委員会との関係、あるいは琵琶湖部会との関係は何かご意見がありますか。あるいはどういうふうに思っておられるか、それをぱっと言うていただくと非常に話がわかりやすいのかもしれませんが。特にはないとおっしゃっても構わない。どういうものでしょうか。

河川管理者（近畿地方整備局 琵琶湖河川事務所長 河村）

琵琶湖河川の河村でございます。基本的には、今回こうやって設置させていただきました専門家グループ制度やワーキンググループについては、中村委員からもご指摘もありましたように、まず一時的に河川管理者が課題だと考えていることに対して環境の観点でアドバイスをいただきたいということで、私の立場、事務所長としてお願いして設置させていただいたものだというふうに判断していますので、その意味ではそれで1つの仕組みというふうに考えております。それぞれ、また今度、淀川河川事務所においても同じような立場で環境に対するアドバイスをいただきたいということで事務所長から委嘱をさせていただいてやっておりますので、今の段階では、そういう観点でいくと、下流との連携というのは、情報交換等は当然できるんですが、仕組みとしてどうかと言われると、今のところはないと言わざるを得ないと思っております。

その、さらにこの琵琶湖部会との関係においては、当然私どもが課題と考えたことについて認識して一定の情報として得た場合、やはり紹介すべきことだということで判断した場合は、当然私どもの方からご提案して紹介させていただいて、またご意見をいただきたいという思いがございます。ただ、今の

段階ではまだワーキングで検討過程でございますので、その点について部分的には情報は出しておりますが、完全なものとしては出しておりません。そういう意味ですから、琵琶湖部会における科学者パネルという考え方からすると、一たん我々河川管理者が受けているものになりますので、琵琶湖部会における科学者パネルとは質が異なると思っております。

川那部部会長

というような説明がございましたが、琵琶湖部会としてのご意見を伺いたいと思います。はい、どうぞ。榎屋さん。

榎屋委員

淀川環境委員会の話が出ましたが、私は内容がおもしろいので出席して話を聞いているんですが、淀川環境委員会は委員長は芦田先生です。それから、委員の中に紀平さん、有馬さん、長田さんとか、そういう方が入っておられて、ほかにもかなりの方が入っておられます。中に分科会があって、汽水域分科会、ワンド分科会、鵜殿分科会とかがあって、流域委員会では理念的な話だとか考え方だとか、そういうことを明確に示したんですが、ここは非常に具体的な中身について、ここをこうしようということをやっています。淀川の環境委員会の話です。

意見書をまとめるとき、それからシートの意見を出すときにも、紀平さんとか有馬さん、それから長田さんあたりに意見を出していただいて、その意見を意見書にまとめたり、あるいはシートにまとめたりということで、内容的には非常にうまく整合性はとれていると思いますが、性格的には非常に違います。ただ、流域委員会と環境委員会は委員長が同じですから、その辺はうまく進んでいるんじゃないかという感じがします。そういう仕組みになってます。

ただ、組織としては全く別です。最近の動きとして、淀川の公園計画委員会というのと、保全利用委員会というのがありますが、できるだけ環境委員会のメンバーを利用委員会、保全利用委員会の中に入れて、整合性を図ってこういう動きになっているということです。以上です。

川那部部会長

今のが淀川の方の環境委員会、別の組織であるけれども、実際上のメンバーに一致点等があるので、個人として、いろんな格好で両方に関与しながら進めていらっしゃるということでございましたが。

はい、寺川さんどうぞ。

寺川委員

休憩は。

川那部部会長

そろそろ一遍休憩しましょうか。

休憩の前に、はい。

村上委員

済みません、今の関連なので。今の件に関して、僕も資料1 - 2の整備シートに関する委員会の意見の4ページの一番上にも書いたんですけども、特に水位の検討、この後議論に入りますけれども、それに関してはこの流域全体の中での重要な論点かなと思っておりまして、こういうものを決めていくに当たって、科学的な知見からの情報提供がやはり必要であって、例えばそういうことに特化した形で科学者からの情報提供ができるような機関というのがあるべきではないかと思ってまして、既に水陸移行帯ワーキングを設置されて、そういう位置づけではないかと思うんですけども、科学者のパネルと同時に、それがどういう機能を果たすかにおいて大事なのは合意形成の場の問題であって、今のご説明だと、要は科学者からの情報を河川管理者が必要なものをいただいて、それを議論の場に供するという形での位置づけなんですけれども、やはり、例えば水位のことにに関してであれば、いろんな利害関係者がある中で、そういうものを本当にこれからどうしたらいいのかという議論の場をきちり設けた上で、その議論の場が必要とする情報を例えば科学者が提供するというような形での合意形成と情報提供の形を検討してもいいのではないかと思います。

つまり、例えば気候変動枠組条約であったりラムサール条約であったり、そういう国際条約の議論の中では、必ずそういう議論に必要な情報を提供するためのパネルが設置されてありますけれども、そういう形での議論の仕方というのも検討されてはどうかということを意見させていただきます。

川那部部長

私がばけておりまして申しわけございません。このところで一たん休憩してよろしゅうございますか。その前にどうしても言うておきたいことがありましたら。

はい、嘉田さん。

嘉田委員

この琵琶湖の専門家グループ制度に私自身かかわっておりまして、またここには川那部さん、中村さん、それから西野さんとかかわっておられるので、その範囲内での私なりの理解をさせていただきますと、科学者パネルというのをどう定義するかという問題があるんですが、河川管理者が設置をしたものではございますけれども、中の議論は、いわば河川管理者の意向とは独立的なところで、本当に事実は何なのかと進めております。

例えば魚類の産卵条件が水位とどうかかわっているというような議論をしております。そのあたりのところを、今後、それこそこの委員会が次のときにどう位置づけられるのかというのがわからないまま進んでいるところもございますので、ぜひとも少し明確にこの時点でしていただけたらという要望で

ございます。

川那部部会長

そのことの議論をきょうやりたいという要望ですね。

嘉田委員

はい。

川那部部会長

ほかに。西野さん、何か言いたいことが。

西野委員

私も同じメンバーで、水陸移行帯のメンバーに入っていて、確かに水陸移行帯の問題については議論するわけですけども、流域全体とかというのはなかなかワーキングでは議論を非常にしにくいということで、やはり位置づけですね。特に、流域委員会等の関連の中での位置づけというのが不可欠ではないかというふうに思います。

川那部部会長

表向き、これは全く違う内容のものですから、先ほど柵屋さんが淀川についておっしゃったのと違うようなものですけども、我々のこの琵琶湖部会としてはどういう要望をすることにあるかということとを自由に言うことはもちろん構わない問題でありますので、そのことも少し議論をした方がいいというご意見ですね。

西野委員

そうです。

川那部部会長

少なくともセカンドがありましたから、そしたらそれを取り上げさせていただきます。

その前にお休みをしてよろしゅうございますか。そしたら、10分ぐらい休んだ上で、一たんそこで傍聴の方からのご意見を承って、その話をしましょうか。あるいは、一番最後にもう一遍傍聴の方のご意見を聞かないといけないかもしれませんが、とりあえずこれが終わった段階で、少し、今までのところで傍聴者からのご発言を受けたいと思います。

じゃ、何分か休み時間をとってください。

庶務（みずほ情報総研 鈴木）

それでは一たん休憩にさせていただきます。10分ということでございますので、再開が3時45分ということでよろしくお願いいたします。また、委員の皆様におかれましては休憩控室を、エスカレーターをおりていただいて、ロビー奥の観山董2にとってございますので、よろしくお願いいたします。

〔午後 3時35分 休憩〕

〔午後 3時50分 再開〕

庶務（みずほ情報総研 鈴木）

それでは、再開をさせていただきます。川那部部会長よろしくお願いたします。

川那部部会長

済みません。ちょっとぼけて、まことに申しわけありませんでした。

まずは傍聴の方からご意見を承って、その後、この中村さんに書いていただいた資料1 - 3、作業検討会の結果報告について、ちょっと違う観点からぱっといきたいと思います。うまくいくかどうかは、いろいろとご協力ください。

〔一般傍聴者からの意見聴取〕

川那部部会長

それでは、傍聴の方ありがとうございました。その方々から、きょう、今までのところについて何かご意見がございましたら、お願いできますでしょうか。はい、どうぞ。

傍聴者（佐川）

高槻市から来ました佐川でございます。座って失礼します。午前中の3ダムのサブワークのときにもちょっと申し上げましたけども、別の視点でこの河川管理者のシミュレーションについて疑問を申し上げます。

それで、きょうの資料によりますと、前回までのシミュレーションですと、たしか翌年の1月5日にBSL - 2 m18cmというのが提示されていたと思います。それで、きょうのを見ますと、これはグラフですからはっきりしませんけれども、やや2月にずれ込んでいるようなグラフになっております。それと、絶対値が何ぼに下がるというのがここには明確にされておられません。そのことをまず指摘しておきたいんですが。

私が申し上げたいのは、平成6年の湯水のとくに、御存じのとおり9月15日に - 1.23mというのを記録しました。それで、しからは、琵琶湖の集水域の降雨量について見たいと思うんです。それで、昭和14年6月は降雨量が133mm、それに対して平成6年は118mm、7月は昭和14年が73mm、平成6年は25mmということで、それをずっと累計していきますと、6月から12月までで昭和14年は718mmの降雨量がありました。それに対して、平成6年は699mm。ですから、問題となっている昭和14年よりも平成6年の方が降雨量がやや少なかったぐらいなんです。それにもかかわらず、2m近いような、琵琶湖の水位が下がるという今回のシミュレーションをどういうふうに河川管理者はご説明なさるのか、それがまず理解できないということを指摘しておきたいと思います。

それでは、平成13年の取水量と平成6年の取水量を比較してみないといかんわけですが、手元に私、そのデータの持ち合わせはございませんけれども、淀川下流の最大手の利水者である大阪府営水道と大阪市でもって淀川下流の利水量の60%を超えたいと思いますけれども、これを比較しますと平成6年の大阪市と大阪府の1日当たりの最大取水量 320万 $m^3$ です。それに対して、平成13年は 301万 $m^3$ です。今申し上げたのは給水量ですけれども、御存じのとおり取水量というのはこの給水量にほぼリンクいたします。したがって、くどいようですけれども、河川管理者のシミュレーションで平成6年の - 1 m 23cmをさらに下回るんだと。取水量の方は、逆に平成13年の取水ベースであるとすれば、BSLに対してプラスに働きますから、- 1 m 23cmよりもさらに水位は下がらないで済むんじゃないかという疑問が出てまいります。このように、ぱっと見ても、このシミュレーションというのは信用しがたい。そのことを午前引き続いて指摘いたします。以上です。

川那部部会長

ありがとうございました。ほかの方。どうぞ。

傍聴者（藪田）

宇治・世界遺産を守る会の藪田と申します。参考資料1の一般からの意見のところのナンバー 510と512、お二人の人が宇治川塔の島地区の河川改修計画、河道掘削計画の抜本の見直しを求める意見、また迂回トンネルの検討を求める意見が出されてますので、ぜひお読みいただきたいと思います。

これは、世界遺産である平等院と宇治上神社の間を流れている宇治川、この3つは一体のものなんですけれども、この宇治川の歴史的景観を保全し再生する、そのことを求めておられる意見です。宇治川の掘削改修問題がありまして、1,500 $m^3/s$ 流そうというものなんですけれども、その原因が琵琶湖の沿岸の浸水被害の軽減のために琵琶湖後期放流に対応すると。そのために瀬田川洗堰、それから天ヶ瀬ダム再開発、そして塔の島地区の掘削という計画になります。そこでお聞きしたいんですけども、1,500 $m^3/s$ 放流と琵琶湖沿岸の浸水被害の軽減の効果について、琵琶湖部会としてはどのように理解されているのかという点です。1,500 $m^3/s$ 放流するということで早く水位を下げると。そのことで浸水被害の軽減を図るといことのようなんですけども、その効果はどのように検証されているのかという点です。私は1,500 $m^3/s$ 放流の琵琶湖沿岸浸水被害の軽減については非常に疑問を持っております。それで、これまで河川管理者から審議に耐えるようなデータは出されてないというぐあいに思います。

きょうも午前中も言いましたけども、きょう出されている資料2 - 2、9ページからの分は、あくまで琵琶湖のピーク水位と浸水戸数、あるいはピーク水位と浸水農地面積のグラフが出されているだけであって、問題は水位低減のスピードと浸水被害の軽減の効果の検証だと思うんです。それはやっぱり検証されてないんじゃないかと。もしシミュレーションをやるのであれば、30cm以上は浸水だというぐあ

いに言われているようなんで、0.3mから1.5mの間、5cmあるいは10cm単位で、その水位の変化と浸水面積の変化、水田と畑地、宅地の変化、それから浸水戸数、農業被害の金額ですが、浸水イコール被害と私は思っていないで、その辺がわかるような資料、グラフ、一覧表が審議会に出されて検討されるべきではないかというぐあいに思っています。浸水イコール浸水被害でないと考えた場合に、琵琶湖の浸水被害は一体何cmから起こるのか、これは今まで何回も聞いていますけど、一向に明らかにされてないので、その辺もどのように検討されているのか、できたばお聞きしたいなと思います。

それからもう1点ですが、琵琶湖の治水、利水、環境、これらを含めてどのような状況にしようとしているのかが私にはよくわかりません。洗堰の水位操作、これを琵琶湖の水位が自然に戻るように見直しすべきだという意見に私は賛成いたします。それと、琵琶湖の計画水位+1.5m、それから-2m、こういう根本的なところは見直しがなされているのか、なされてないのかと、そこがやっぱり大きな問題で、結局のところ、琵琶湖総合開発事業そのものの総括がこれからの琵琶湖問題を考えるときには不可欠なのではないかなというぐあいに思ってます。そういう点も含めて、ぜひこれからも十分にご審議をお願いしたい、このように思います。

川那部部会長

ありがとうございました。ほかにございますでしょうか。はい、どうぞ。

傍聴者（千代延）

吹田の千代延です。ダムワーキングがつくられてから議論がだんだん進展するにつれて、私は河川管理者の方から出てくるいろんなデータとか、シミュレーション結果というものが何か、どうしてもダムがなくてはどうにもならないという方へかなり強烈に傾いてきているような印象を受けております。それで、これは何か昔の建設省に戻られたんではないかというような感じが私はするんですが、これが私だけの誤った感じなら非常にありがたいんです。しかし、本当にそうかなと思いながら、何となく暗たんとした気持ちになっておるんですが。

そういうときに、きょう、川那部部会長は、部会の一委員としてということで、ダムというのは、つくるときはつくった後の問題が非常に多くあると。それをどうしてもつくらなくてはならないときは、その問題をどのようにして解消するか、実際にやっておられることでもって理路整然と納得させてほしいと。本当に納得させられるのなら、その後がちょっとわかりませんでしたけども、認めてもいいというようなニュアンスじゃないかと思えますけども、私個人は非常に判断力に乏しゅうございますが、部会長の一委員としてでも、先ほどのような非常に頼りになるような方針を表明していただきました。それで、私は、この議論が終わるまでこの方針を堅持していただいて、その河川管理者の説明を承り、そして結論に導いていただくよう強くお願いしたいと思います。以上です。

川那部部会長

ありがとうございました。ほかにはございませんでしょうか。

それでは、ここで議論の方に戻らせていただきたいと存じます。先ほど申したことで科学者パネルとかいうのは非常に大事なことですけれども、むしろ資料1 - 3に書いていただいた内容の方のことで幾つかの問題点を出していただいておりますので、それをどういうふうに考えていったらいいか、あるいは考えていくにはどういうことをつくり上げることが必要か、必要でないかというような形で議論をさせていただきたいと思います。そんなんでよろしゅうございますでしょうか。

私の理解では、1番目、「環境について」というふうにお書きになっていることの一番重要な点は、一般に環境の問題というよりは、例えば琵琶湖の深い部分であるように、あることが今進行している状況のもとで、それがもしも本当にそのまま進行すると、不可逆的で致命的なものが起こり得る可能性のあるような問題に関して、予防原則をどういうふうに立てるかというようなことも含めて科学者として何らかのことをやる必要があるのではないかと。それをどういうふうにつくったらよろしいかということを経験者から提言することはどうかというご意見のように思いました。そのことは、そういう形でご議論をいただければいいと思います。

それから、2番目の利水のところについては、「『水需要の精査』の結果が報告されていない」というのは、それはこれからお出しいただくでしょうけれども、2ページ目の上の方に書いてある問題は、利水というふうに言うと多くの場合、京都とか大阪とか下流部の利水の問題だけが考えられるけれども、あるいはそのところで節水とか何とかいうものがどういうふうに成り立つか、成り立たないかという議論だけが考えられますけれども、琵琶湖からは逆水かんがい、その他の問題もありますので、琵琶湖の周辺のそういうような問題に関する利水についてもあることを考える必要があるのではないかとというようなことに関するご議論ではないかと私は理解しました。

それから、3番目のダムワーキンググループの議論につきましては、現在のところ、先ほど私個人として申しましたけど、理解では、治水、利水のところに重点を置きながら議論をしておられるけれども、その結果によっては環境の問題を改めて考える必要がどうしてもあるのではないかと私は申し上げましたけども、その辺の問題をどういうふうに考えるかという問題ではないかと思えます。

それから、琵琶湖の水位のところについては、文句なしに水位の問題は琵琶湖部会として大変大事なことだというふうに思っているわけだけでも、それを改めてどういうふうに考えていったらいいかと。

少なくとも琵琶湖部会として、4つは大変大事な問題として考えてはいいのではないかと。それからあと、反映の話がございませぬけども、その前の4つのことはその4つのことではないかというふうに考えたんですけども、もしも皆さん、そんなことであるというふうにお考えになるとすれば、短い時間で

すけれども、その4つについて少し議論をしていただければと思いますが。

では、1番目の問題は、一般の環境ではなくて、そういう問題のところだと思うんですけれども、この点について、中村さん、何かもうちょっとつけ加えていただくことがありますでしょうか。

中村委員

特に、琵琶湖の場合にだけなんですけども、この問題が特異的に出てくると。いわゆる計画案で出てきているさまざまな環境、個別事業なり個別地点での環境の修復の問題とは全く違った次元の問題なので、これについては河川管理者側からの資料提供、一部あったんですけども、それを含めてどう考えるのかということは琵琶湖部会としてやっぱり意見をきちっと出すべきなんだろうと。

その際、今まで出てきている情報が不十分なのは、1回調査をやりました、こういう結果が出ましたということは報告いただいたんですが、琵琶湖の場合にはさまざまなことが並行して起こっているわけですね。土地利用が変化し、水需要が変化し、環境が温暖化の影響もあって、かつこのダムの問題が追加的に起こるということは、それ全体を見てこの事業をどう判断するかと。要は、この事業が1つの基本的な水利構造だとか、地域環境全体に大きなインパクトを及ぼすトリガーになるという面もなきにしもあらずなわけですので、そういう形で予防原則の問題、あるいは仮にこういう事業を進めていく場合にしても、どういうふうに判断していくべきなのか、あるいは実際に事業が進んでいく場合に、どういうことを予測しつつ、モニタリングなり、不測の非可逆的な状況が起こらないようにしていくのかというようなことは非常に重要なことじゃないかという意味です。そういうようなことで、意見書のさまざまなところに、河川管理者側からの現状での判断と部会での意見ということは、この会が1月に終わる前までには何らかの形で整理する必要があると。

先ほど、川那部先生が向こうにおられてご意見を言われたことに非常に近いわけなんですけど、個々の委員の意見でよろしいということであれば、そういう意見を集めて個々の意見として琵琶湖部会に反映するということになりますし、もう少し踏み込んだ検討をするということであれば、そういうことをどうするかということだと思います。

川那部部会長

ありがとうございました。この件に関しては、たしか私の理解では、私がどう思っているかとは無関係に琵琶湖部会のかかりの方が、大変大事な問題で、万が一か、百が一か、十が一か知りませんが、10分の9かもしれませんけど、何かわかりませんが、とにかくそういうものでも非常に致命的な問題が起こったら、これは大変なことになるので、何らかのことを考えないといけないということについては皆さんたしか一致というか、少なくとも反対はなかったと思うんですが、そのことについての意見について「河川管理者」は十分に考えられたいということは、意見者として言うのは極めて、従来の流れ

からって当たり前のことのような気もいたしますが、そういうふうを考えてよしいものなんでしょうかとというのが1番目です。

それから、中村さんは、その件に関して、それこそ研究者何とかとおっしゃっているけれども、例えばそういうものを議論するのはどういう人間がどういうふうにしてどんなところでやるのが一番いいかというようなことについて何か意見があればおっしゃってください。いや、要望するところまででしょうけども、どんなのがあるというのがもしあったら。この議論は今まで全然してないと思いますので、どうでしょうか。

その前に、寺川さん何か。どうぞ。

寺川委員

その前というよりも、その辺のあたりに関係するかと思うんですが、これまで整備局が出された基礎原案あるいは基礎案に対して意見書をまとめたり、議論を重ねてきたわけですが、絶えずジレンマがあったのは、どうしても我々としては整備局に対して質問するとか、あるいはこういう資料を出してほしいということは言えるわけですが、委員会みずからが調査するとか研究するということが、それぞれもちろん知見のある方も多いわけですから、そういう過去のデータとか、現在やっている調査から一定の見解というのは示せるわけですが、さらに踏み込んだ調査、研究ということはなかなかできないと。特に、整備局の出してきた検討結果に対して、じゃ、これはこうじゃないかとかいった、いわゆる我々としての見解を示すというあたりが非常に弱かったように感じるわけです。

そういう意味では、先ほど、科学者パネルが出ていたように、こちらとして独自に調査、研究できるような一定の機関といったものを今後持っていけないと、特に今後の流域委員会、すなわちこの1月で我々の任期は終わるということになるわけですから、それが非常に人数的な制約も今後は少なくなっていくということになりますと、十分な。

川那部部会長

済みません。時間がもう余りないので。ぱっと言うてください。

寺川委員

わかりました。

十分な調査なんかはさらに難しくなっていくだろうということを考えますと、そういう機関を委員会としても持っていくということが大変必要だと思いますので、そういう意味で今の科学者パネルについてはぜひ今後設置していく方向で考えてほしいというふうに思います。

川那部部会長

ほかの方、その辺のところについてご意見ございますか。はい、嘉田さん。

済みません。どんなことがあっても5時になったら、中途半端でもやめますから。

嘉田委員

はい。

今、アドバイザー会議というところに入ってありまして、私どもも大変中途半端な役割を果たしております。つまり、こちらとして独自に調査をするだけのリソースがないわけですね、人も。ですから逆に、国交省さんが調査したものに本当にアドバイスだけの立場です。ですから、どうしても言うことも中途半端になってしまいますし、そういう意味では今、寺川さんが言われたようなことができたらいいいですが、果たして母体としてそういう研究組織というようなものを、予算なり人的バックなり組織なりがどうなのかということは検討には値するだろうということで、一部サポートさせていただきます。

川那部部会長

ほかの方ございますか。今お二人がおっしゃったのは、委員会としてそういうものを持つべきであるというご意見のようですが。はい、藤井さん。

藤井委員

検討に値するというのではなくて、ぜひそれを持たなければいけないと切実に思っています。先ほど、河川管理者の課題に対してアドバイスを受ける機関として設置されているというふうに伺いましたが、私たち、委員の中で課題を持っていても、それについて十分な科学的な見解を出せずに、きちっと議論できていない部分があると思いますので、今後は第三者機関がどういう構成になるかわかりませんが、ぜひとも設置する方向で議論していただきたいというふうに私自身は思います。

川那部部会長

西野さん。

西野委員

水陸移行帯ワーキングがあるという話がありましたけど、これについて深底部についても当然、琵琶湖河川事務所さんの方で検討しておられるはずなんですね。ここで議論するというより、専門家の議論がある程度結論が出た時点でこちらにレポートしていただくという形が現実的ではないかというふうに思いますけども。

川那部部会長

ほかに、そういうのをここへはつくるのが要らんという人はありませんか。

もしございませんでしたら、一応こういうふうにまとめさせていただきますでしょうか。この問題は非常に重要なので、少なくともその議論をこの琵琶湖部会は早急にかなり突っ込んでやらないといけないわけですけども、これは予防原則というような話が出ている問題ですから、どういうことが大事である

かということは非常に早く言うことができても、だからどうだという意見はなかなかできない部分がございますけれども、そんなことも含めてそういう議論を琵琶湖部会としてしなければいけない。あるいは、時間切れでできないとすれば、次のところにはそれはきっちりとやることというふうに申し送らなければいけないというような点までは大体意見を一致させていただいてよろしいでしょうか。

それから、そういうもののことで具体的に調査を我々がすると、我々の下にすることについては、ここで要望ぐらいはできるかもしれませんが、具体的な問題にすぐに言えるかどうかというのはちょっと問題があるので、皆さん、もう一度お考えをいただいた上で、次のときにでももう少し議論をさせていただくというのでいかがでしょうか。

ある意味では、いわゆる「河川管理者」側があるデータを持ってこうだと言われるときには、それでは説明になっていないと言ってしまうのは、逆に言うと非常に簡単に、言葉は悪いですけど、あるものをつぶすのは楽なんですね。しかし、我々がそれについて、あるものを持って調査をするということは、一方で非常に積極的ないい意味はありますけれども、同時にそれであれば、その結論に基づいてあることを言わなければいけないという部分がどうしても出てくるというところがございますので、予算問題、その他ということとは無関係でも、その辺は少しぐらいは一遍置いて考えた方がいいのではないかと私は思うので、そういう問題を扱うということだけきょうは決めさせていただいた上で、そのことは次のときまで待っていただくということは可能でしょうか。しかし、きょう、多くの方がそのことを要望され、それに対して反対の方は、少なくともきょうご発言はなかったということ自身は重いと思いますけれども、決めるという形ではないようにさせていただいてよろしゅうございますでしょうか。不満の方がどうもあるらしいけど、12月には必ず何か議論します。

それから、2番目は利水の問題に関してですが、琵琶湖の周りの利水の問題についてもあることを考えるべきなのではないかという議論が出ております。その点についてはいかがお考えでしょうか。

済みません。ごめんなさい。水位については10分ぐらい「河川管理者」にしゃべってもらおうとありますので、そのことも含めて5時に終わらせたいので、ぜひよろしく願いいたします。

その利水の件に関してはいかがでしょうか。別の言い方をすれば、大阪、京都、その他、つまり下流域におけるというか、全体における利水の問題の極めて具体的な数字はこれから出る話でございますので。しかも、それは今の話とは違って、「河川管理者」がそれを出してくださるようというふうに要望を一般的に出しております。それと同時に、琵琶湖の周りの利水の状態についても「河川管理者」が利水についての調査をして出してもらおうとするならば、その件についても我々はある判断をすることは可能であるので、よろしく願いしますと、そういうことの程度でよろしゅうございますか。この点について自分のところで調べんのかなというような人はありませんか。はい。

中村委員

議論があったのは、滋賀県が出している利水安全度という非常に重要な認識だと思いますし、それから河川管理者もそういう言い方をしているんですが、一方的にそういうことを承りましたというということになるのか、意見書の趣旨としては、新しく、節水もさまざまな対応も含めて、利水の段階で既に議論はありましたけど、その地域の利水についても、農業用水の使い方も含めて考えていくべきじゃないかという意見があったわけですね。それがどうも整合していないというか、そういう両方の議論があるけども、要はどういうことなんだということはきちっと整理されてないので、その辺をどうすべきかということがここに課題として検討会の中では出たわけですね。私としては、琵琶湖部会としては一方的に河川管理者の側が需要を精査した結果、そういうのが出ましたということを経験として議論していくことでは不十分じゃないかと。部会の意見はそういうことでなかったかなということですので、その点に関して検討会での意見を記述しているということです。

川那部部会長

12月5日の利水の問題については、この問題が入るかどうかは別にして、「河川管理者」側から説明があるということですので、一応それを待たせていただいてよろしゅうございますでしょうか。別の言い方をすれば、意見書あるいは提言書のときには、国土交通省は自分の範囲内だけではなくて、ほかのものについてもいろいろな今後の問題も考えながら積極的に動いてもらいたいというのが要望だったわけですね。それがただちにそのとおりできるかどうかということは、我々自身もなかなか問題だというふうに思っているところがありますけれども、そういうような問題に関しては到底考えられませんという返事が一番極端ですけども、今一生懸命やっているんですけども、まだちょっといかないとか、このところはいったとかというようなことも含めて無理なところは無理と、しかしいつごろまでにはそういうことについて考えたいというようなご意見が附帯的に出てくることを、これは提言書や意見書という立場からいえば、要望しているというのは事実でございますので、個々としてはその意見をそのままの形でいわば繰り返すというか、そのままになっているというふうに考えるので適当、よろしゅうございますでしょうか。利水の問題についてはそれが非常に大事であるということを指摘してきましたが、皆さん、それでよろしゅうございますね。はい。

寺川委員

この最後のところで、非常に難しい部分ですけども、いわゆる他部局あるいは自治体との連携のところ、「委員会の意見を前面に押し出すかたちで進めていくことは出来ないし、当然そうある必要はない」と。「しかし」と言っているんですが、この部分については前面に押し出す形で進めていくという必要はない、必要といたしますが、そこまでされるべきであるということとは言えないかもわかりませ

んが、しかしむしろこれまでの。

川那部部会長

わかりました。むしろ、言葉としては全部このままの文章であるというふうには思わないことにしましょう。

寺川委員

わかりました。それだったらいいんですが。

川那部部会長

それで、私の意見かもしれませんが、問題は、提言等々を出した場合には、「河川管理者」としては淀川水系流域委員会というものしか存在しなかったんですけども、その後は河川法上からいうと2つほどの別のものがありますから、逆に言えば淀川水系流域委員会としては自分たちの考え方はこうなのであるということをかえってはっきり言える内容にもなったわけですね。ですから、そのことも含めて、ワン・オブ・スリーが何かであるということも含めて、言葉遣いのところはちょっと考えさせていただくということで、寺川さん、よろしゅうございますでしょうか。では、そういうふうにさせていただきます。

それから、その次のダムワーキンググループの件につきましては、先ほどからも出てますように、環境の問題についてどうであるかということを中心にかなりの程度に考えないといけないというのは私だけが申し上げただけではなくて、過去から皆さんそういうふうにおっしゃっていると思うんですが、ダムワーキンググループの方では現在のところ、治水、利水というものについて本当に代替がないのかどうかということを中心に調べていただいていると。そのところで、あるんだという話になったら、つまり環境の問題は一般論としては非常に大事な問題ですけど、個々については考える必要のない問題かもわかりませんから。そうではなくて、もしもそのところで、代替案等々ではなく、それでなければならぬというようなことが、あるいは許容するというようなことが出てきた場合には当然に、ダムワーキンググループでも環境の問題は非常に強く考えていただかなければならないことは、特に琵琶湖部会として当然であるという段階で一応きょうあったところとはめらせていただいて、これはダムで次のときにでも必ず環境のことを一つ一つ言わなければいけないなんていうと、これはちょっとえらいことになるかもわかりませんから。

というようなことでとりあえずはよろしゅうございますでしょうか。私、ちょっと強引かもしれませんが、今のところ、どうもそうでないとやっていけないような感じがしておりますのでお許しください。決して、環境の問題が大事でないと言っているわけでは全くありませんし、特に河川法上、新しく入ったものというのは従来余り考えていなかったということですから、むしろ即ちそれを重視しなければなら

らないのは当然の理屈上の問題だと思いますので、その辺はまた改めてということにさせていただきたいと思います。

それから、最後の琵琶湖の水位操作の問題については、これはやはり琵琶湖としては非常に重要な問題だと思うんです。それで、ダムワーキンググループのところで議論されている水位の問題は、ダムとの関連における部分が議論をされているわけですが、関連がなかったとしても水位操作をどうすべきものであるか、どこまではある意味でやむを得ないけれども、どういうところはこういうふうを考えるべきであるとか、基本的にはこうであるというようなことについては過去にもいろいろと申しましたし、これからもいろいろな問題がございますでしょうし、そのことを考えに入れながらすぐ後で水位の問題について河村さんの方からも説明していただくようなこともございますので。この水位の問題が非常に重要であるということは非常にはっきりしていると思いますので、それはぜひ今期も考えさせていただき、もしも今期残る部分があれば、来期に向かってどういうところが必要であるかということは言わなければならないというふうに思っています。

この件に関してはたしか前のときに、水位の問題は全部で考えるのはもちろん大事だけれども、この部会の中にいわば私的なワーキンググループをつくって考えることがどうしても必要なのではないかということをお申しまして、代表をお二人だけたしかあのとき決めさせていただいたように思います。これはたまたまかもしれませんが、先ほどから少し議論が出ておりました、琵琶湖河川事務所が主導的におつくりになっている、琵琶湖及び周辺河川環境における専門家グループ制度というものの中で、沿岸に関するサブワーキンググループがあるようでございまして、その委員長が嘉田さんで、副が西野さんかな。とにかく、ここに出ていらっしゃる方でその辺の水位の問題について大変詳しい方がいらっしゃいますから、2人で考えてくれということではなくて、この2人がまとめる格好でいろんな方に声をかけていただいて、ワーキンググループ的に動いていただくということがこの前のときたしか決まっていたように思いますので、大変お忙しいのはよくわかりますが、少し動いていただきたいと。それに対して、部会委員の方にぜひご協力をお願いしたいということだったと思いますが、はい、どうぞ。

#### 西野委員

その点でちょっと私自身、どういうふう考えたらいいかというのが1点ありまして、治水のところで既往最大というのがあるんですけど、琵琶湖の場合は既往最大が明治29年9月というのが最大になっているんですけど、実はそれは降雨量のデータがないということで、それで昭和36年と昭和28年のデータが使われているんですね。そのところはどういうふう考えるかということだけ、もし議論していただけるのであればしていただけたらと思うんですが。

川那部部会長

この件については、むしろすぐに河村さんにしゃべっていただくのがあった後の方が適当なのではないかと思うので、よろしゅうございますか。

嘉田さん。

嘉田委員

嘉田です。実はきょうまでの宿題だったんですが、私、海外出張に出ておりまして、西野さんともちゃんと連絡がとれなくて大変申しわけございません。いつまでにとという時期を切っていただいて、次の部会までとかいうことで。その前に河村所長の方が1つ資料を出していただけてますから、これが最新のデータということで、これをもとにして幾つかポイントを逆にこちらで提示させていただけたらと思います。

川那部部会長

きょう、今からもうすぐしゃべっていただきます。しゃべっていただいたものが、きょうまでのところが最終的には出てまいりますから。実際に考えますと1月ではちょっと遅いと思うので、12月の琵琶湖部会である程度の議論ができるようにまとめていただけると大変ありがたいということでございます。1月末で任期が切れるということを絶対的な前提にすれば、1月に必ず終わらないといけないことがはっきりしていますので。

それでは、水位の問題は少し残りますけれども、河村さんがいろいろ考えていただいた内容をお話しいただく方が適当だと思うので。

済みません。時間、30分になってしまいましたから、絶対に10分以内ということでお願いいたします。

河川管理者（近畿地方整備局 琵琶湖河川事務所長 河村）

琵琶湖河川事務所の河村でございます。10分でということで、最初にお断りいたしますが、恐らく意は尽くせないんじゃないかなと思いますが、それはまた何回も議論いただけるということで、この場でできるお話をさせていただきたいと思います。この問題は非常に難しいので、説明するのも非常に難しく、いろんな場で少しずつ話させていただいておりますが、私どももなかなかうまく話せないというのが現状でございます。

きょうお示しいたしました資料2 - 4ですが、実はこれは10月4日のダムワーキングでも資料として準備させていただいたところなんですが、時間がなく説明する機会がなかったもので、今回いただけたと思っております。これはある意味では物すごいエッセンスだけでございまして、この背後には非常に多くの課題だとか検討内容があるというふうにお含みおきいただきたいと思っております。ただ、その中でも、治水に関して本日お示ししました資料2 - 2の、制限水位を上げたら治水上どうなるかということは1

つのデータでございますし、前回10月18日にやはりダムワーキングで出しました琵琶湖水位と瀬田川洗堰の関係、これも1つの治水に係る資料だと思っていただきたいと思います。

それでは、資料2 - 4でございますが、パワーポイントの図面ではわずか5枚でございますけれども、ここでは何を示しているかということでございますが、シートの2では、従来言われておりましたように、平成4年以降の琵琶湖の水位の変化がどうなっているかということで、これは何回もお示したところでございます。なぜこういう制限水位を設けるに至ったかという部分についてなんですが、これはやはり、これまで琵琶湖に対して上流と下流で治水と利水に関する意見の対立があり、環境上の影響等も考慮して長い期間調整の結果、一定の条件のもとで合意されたものとして制限水位が設定されたということでございます。これはこれまでの説明の中でもあったかと思えます。

それで、そうした治水と利水と環境ということで非常に難しい関係があるだろうということは理解しているところなので、それをまず整理してみようということが次のシートでございます。3シート目でございますが、大きく2つに分けました。それが洪水期の制限水位に移行する6月16日までの期間とそれ以後の期間でございます。それ以前と後とで若干状況は異なるところでございますが、やはりそれぞれの期間における治水と利水と環境について、その水位における現時点での課題というものを簡潔に示させていただいたものがこれでございます。

簡単に申しますと、プラスマイナスゼロであった昔の時点が黒い点線で書かれておりますが、ここであれば、緑色部分は現在、治水・利水・環境の中で一定の合意がとれそうな部分、あるいは赤であれば合意がとれそうでない部分、あるいは影響のありそうな部分ということをイメージとして示したものでございますが、こういう関係にあるということを明示させていただいたものでございます。

6月15日以前の状況であれば、例えば治水であれば、プラスマイナスゼロであるとある程度安全なエリアだろうけれども、+30cmを超える段階になりますと浸水被害が発生する、あるいは影響が出るということで赤い印をつけさせていただいております。一方で環境につきましては、先ほどご紹介のありました水陸移行帯ワーキングでことし一生懸命勉強しておりますが、その中からわかってきたことを一部書いているわけでございます。あるいは、ことし水位操作を試行的に行っていて、それを含めてわかったところでございますが、春先の産卵環境を守るためには、ここでは7日間から10日間ぐらい、上がった水位を一定に保つということが有効であるということがわかっておりまして、そのためには治水とのバランスの中でせいぜい10cmぐらい、ことし試験的に運用しましたが、そのあたりを確保する必要があるんじゃないかなというふうに考えております。

一方6月16日以降になりますと、この状況が非常に厳しくなります。まず治水において制限水位ということで設定させていただいておりますが、雨が降ったときにここを出発点にしたとしても既往最大で

あれば、先日前示しましたように2mを超える水位に達するというので、実はこの水位でも治水上安全というわけにはいかない部分ですが、一定の合意のもとではこういった形で整理をさせていただいております。利水についても、この水位ですと、きょう利水の方で示させていただきましたけれども、既往最大で1.5mを下回るのに十分な高さがあると言われると不十分であるという意味で、-0.2より下は赤い印をつけさせていただきました。

さらに環境についてなんですが、これも先ほどの水陸移行帯ワーキングの中で整理をし始めているところでございますが、調査結果から、これは即断というのは難しい問題でございます。来年、再来年以降の調査も継続的に行わなければいけないと思っておりますが、どうやら今の琵琶湖沿岸の環境においては+0から-10、-20に至るに従って稚仔魚の生息・生育環境が、十分に成長するに對しましては、例えば湖岸堤でヨシ帯が少なくなったりとか、水位の低下に伴って環境が悪くなっていくというようなことがだんだんわかってきておりますので、そのあたりは黄色から赤い印で示させていただいたところでございます。

これにつきまして、この緑とか黄色とか赤とかをうまくすり抜けて操作することはできないかというのが次の課題であろうかというふうに思っております、ここでできるだけ赤を通らないということであれば、実は6月16日以降も、治水と利水でぴたっと一致する点がやはり-2mというところまで出てきてしまいました。これは必ずこうかというとは実はそうではなくて、最初にも申しましたように上流と下流の治水・利水の意見の対立から長い期間を経て合意されたという意味で、こういう形になっているという部分でございます。そこを通るように考えますと、春先にその地点から20cmあるいは30cmのところ、そのあたりで操作をすると、ベターまではいかないかもしれませんが、少しはいいのかなというような形が見えてまいりました。

そういうことで、例えばプラスマイナスゼロ、あるいは+10cmから夏期-20cmを通るラインが1つの案になりますし、とはいえ、やはり制限水位というものが環境に与える影響は非常に大きいというこれまでの意見もございました。ですから、事例2として10cm上げるということについても当然、検討することはやぶさかではございませんので、その事例2というものも示させていただきました。ただし、きょうも治水の観点で浸水被害がどうなるかということはデータとしてお示しさせていただきましたが、あえて。

今本委員

もう10分ですよ。

河川管理者（近畿地方整備局 琵琶湖河川事務所長 河村）

あと1分だけしゃべらせていただきたいと思います。当然こういった制限水位を再検討してこれを変

更することについては、私は河川管理者、琵琶湖の洗堰を操作する責任者といたしまして全くやぶさかではございませんが、これを真摯に検討すればするほど、琵琶湖の治水に対して責任ある立場で論ぜられるのは、実は私のこの立場しかないというのを痛感し始めました。

といいますのは、ご批判を受けるのは承知の上でございますけれども、琵琶湖の水位というのは人為的に操作をしているということで、河川管理者の責任が大きいというふうに言わざるを得ないかと思っております。そして、この長い歴史的な調整を経て合意された琵琶湖の水位操作だけでも、治水・利水・環境のすべてを解決したものと合意されたものではなくて、不十分な面をそれぞれ残しつつ合意されたものだというふうに私は理解しておりまして、こういう観点から流域委員会でも環境上の影響について、影響があるんで水位を上げるということについて検討せよというご意見をいただいたと思っております。

これについては一生懸命勉強し調査し、変化したことに対する原因は追求して、できるだけ改善・復元するための対策を、これはもう本当に必要だというふうに思っておりますが、治水に関していえば私は、洗堰の操作を通じて琵琶湖沿岸を洪水被害から守ることは河川管理者としての使命であると、私の任務としてあるというふうに認識しております。その意味で水位の上昇というのが、自然現象で上昇することは当たり前なんですが、その水位が洪水が始まる前に人為的に決められているという点が、ほかの河川と大きく異なる点でございます。そういうことで。

川那部部会長

もう2分を過ぎましたし、普通の審査委員会だったら10秒ありませんから、やめてください。

河川管理者（近畿地方整備局 琵琶湖河川事務所長 河村）

わかりました。そういうことで、私の気持ちとして。

川那部部会長

やめてください。

河川管理者（近畿地方整備局 琵琶湖河川事務所長 河村）

はい。

川那部部会長

どうぞ、ご意見を。はい、嘉田さん。

嘉田委員

水位操作についての検討を行うのに最低限必要なデータを、今までの産卵のデータに加えて、92年に上下流でどういう条件で、どんな論理でこの制限水位が決まったのかということを開示していただきたいんです。そうしないと、私たちは議論できません。つまりこれは、ある社会的な約束のもとに合意

されているわけですね。利水も治水も、当時はまだ河川法上、環境ということは言っておりませんが、治水と利水のどこの妥協点を上下流で合意したのかということのを抜きに私たちは議論できないので、この点だけはぜひともお願いいたします。ほか、この水位操作のところでこういうテーマが必要だということのポイントは、ぜひほかの委員の皆さんからも出していただきたいと思います。

川那部部会長

どうぞ、西野さん。

西野委員

確認ですけど、事例2の方は「琵琶湖水位操作変更」と書いてますけれども、これは操作規則の変更が必要ということでしょうか。それとも、現行の範囲の中で運用可能ということなんでしょうか。

河川管理者（近畿地方整備局 琵琶湖河川事務所長 河村）

琵琶湖の河村です。事例2は、制限水位を変更する案でございます。

川那部部会長

ほかには、いかがでございますか。はい、どうぞ。

今本委員

今本です。これは、瀬田川洗堰からの放流量は検討の中に入っているんですか。

河川管理者（近畿地方整備局 琵琶湖河川事務所長 河村）

治水への影響という意味ですか。

今本委員

いや、両方にきくと思うんですよ、放流能力を上げるということは。あるいは、あれはもう要らんと  
いうんでしたら別です。

河川管理者（近畿地方整備局 琵琶湖河川事務所長 河村）

あえて合意した内容という話であれば、 $1,500\text{m}^3/\text{s}$ までは条件に入っております。

川那部部会長

私もわかりませんでした。もう一度、繰り返してください。

河川管理者（近畿地方整備局 琵琶湖河川事務所長 河村）

はい。制限水位で現在合意された内容として、下流への放流量は  $1,500\text{m}^3/\text{s}$  ということが行政間では合意されております。

今本委員

合意されているのはわかるんですけど、このシミュレーションに、それは含めて考えているのかどうかということです。

河川管理者（近畿地方整備局 琵琶湖河川事務所長 河村）

その事例1、事例2のシミュレーションですか。これは、そういったことのシミュレーションではありません。

今本委員

だけど、定性的に説明するのに、新たな貯留施設が必要だということは言うてますよね。放流能力が必要だとは書いてませんね。ということは、もう天ヶ瀬の再開発は要らないということですか。

河川管理者（近畿地方整備局 琵琶湖河川事務所長 河村）

いえ、ここでは  $1,500\text{m}^3/\text{s}$  を前提にしたものでございます。「貯留施設」とあえて書いてございますが、これは出ていったところではなくて、琵琶湖にどこかでためるということですので、天ヶ瀬とは直接関係していません。

今本委員

いや、放流能力は天ヶ瀬と直接関係しているじゃないですか。

河川管理者（近畿地方整備局 琵琶湖河川事務所長 河村）

すいません、琵琶湖の河村ですけれども、委員がおっしゃっていらっしゃるのは治水対策としての部分のところでしょうか。それとも、この資料の事例1、事例2に「貯留施設等」と書いてある部分なのでしょうか。

今本委員

治水と利水とは両方関連してまして、水位を上げたら利水には有利だけど治水には不利になる。それを解消するために、放流能力を上げることによって緩和できるわけですよ。今の説明を聞いてましたら、ずっとやってきて、このスライドの3まで説明されたわけですよ。これは普通、見たらわかるところなんですよ。つまり、この4枚目以降を説明するのが嫌だから、ここで10分使ったというような気がするんです。これまでの説明は、ダムワーキングでいつも言うのは、議論の時間を奪ってくれるなというほど、要らない説明をするんですよ。これはちょっと、聞けば聞くほど。

川那部部会長

まことに申しわけありませんが、きょうはもうこれ以上説明をしていただくのはやめます。やり直してください。

何か特にご意見ございますでしょうか。はい、どうぞ。

藤井委員

この前の10月27日の話し合いの中の水位操作のところ、お手元にもありますが、この専門家会議、アドバイザーグループの中で、この間出てきている水位操作規則前後で、この で、制限水位をブ

ラスマイナスゼロとすることを提言するということまで踏み込んでここで議論しているんですが、ここの中でも、今の河村所長のお話のこの議論の中でも、そこまでの踏み込みの議論はしているのでしょうか。つまり、操作前のところに戻すということまでの議論も、ここの中ではしているのでしょうか。

河川管理者（近畿地方整備局 琵琶湖河川事務所長 河村）

当然、範囲としては入っておりますし、どこまで戻せるかということについては当然、検討の対象にはなりません。ただ、当然、どこかを上げればどこかに影響がある、どこかを下げればどこかに影響があるという関係があるということ、今回合わせて提示させていただいたということでございます。

〔その他〕

川那部部会長

それでは、一番最後にもう一度傍聴者のご意見を承りたいと思いますので、ここで終わらせていただきます。以後の予定等を庶務の方から1分か2分で言うてください。

庶務（みずほ情報総研 吉岡）

では、予定について説明させていただきます。資料3としておつけしております2枚紙です。次の琵琶湖部会ですけれども、12月15日にピアザ淡海で開催させていただく予定にしております。また直近の会議ですけれども、第35回委員会を、来週になりますが、11月16日にカラスマプラザで開催させていただきます。

2枚目をめくっていただければと思うんですけど、さらに直近の会議なんですけど、ダムワーキングを、あさって11月10日に京都リサーチパークで開催させていただく予定です。それと、その下の方になりますが、前回11月3日の運営会議で新たに決まった会議ですが「住民の意見を聴く会」というのを12月5日に開催させていただくということで調整させていただいております。これにつきましては、詳細にしまして早急に広報を出したいと思っておりますので、よろしく申し上げます。以上になります。

〔一般傍聴者からの意見聴取〕

川那部部会長

ありがとうございました。今のような形で終わらせていただくんですが、傍聴者の方、特にご発言がございませうか。はい、どうぞ。

傍聴者（佐川）

たびたびすいません。高槻市の佐川でございます。きょうの参考資料1の519にご報告させていただいておりますけれども、大津市が大戸川ダムで計画していた利水は現時点でなくなっております。明確に河川管理者からも、これはないという回答をいただいておりますので、その点。

川那部部会長

まことに申しわけありませんが、利水の問題は先ほどのところで大体終わっていると思いますので、すいませんが、それはおやめいただきたいと存じます。

それでは、これで終わらせていただきます。大変申しわけないんですが、例えば治水か利水かという議論をなされたんですけども、河川法の法的根拠において目的化されていることをちっともお話しになっておりません。「河川管理者」として洗堰の操作に完全に責任をお持ちになるのであれば、河川法の3つ目のものを考えたときにはどのような操作をすべきであるかについて、霞ヶ関と十分におっしゃる責任があると思います。どうぞその責任もお考えの上で、次のときからよろしく願います。

河川管理者（近畿地方整備局 琵琶湖河川事務所長 河村）

申しわけございませんでした。そういうことでございますが、私としてはこういうことが想定されましたので、この説明の際に、恐らく意は尽くせないでしょうということ。これを説明するのは非常に難しいので、また次の機会も含めて何回も説明させていただきたいということで最初にご提案させていただきました。

部会長のおしかりはもっともだと思っておりますが、ただ私も、それは言わなければいけないことだと思いましたので、あえておしかりを承知でお話しさせていただきました。よろしく願います。

川那部部会長

ありがとうございました。ただ、前もって配っていただければ大抵の人間は全部わかりますので。せめてご自分と同程度であると思いいになりませんか。どうぞよろしく願います。では。

庶務（みずほ情報総研 鈴木）

それでは、第29回琵琶湖部会を閉会いたします。ありがとうございました。

〔午後 4時53分 閉会〕

議事録承認について

第13回運営会議（2002/07/16）にて、議事録確定までの手続きを以下のように進めることが決定されました。

1. 議事録（案）完成後、発言者に発言内容の確認を依頼する（確認期間2週間）。
2. 確認期限を過ぎた場合、庶務から連絡を行う。要望があった場合、1週間をめぐりて期限を延長し、発言者にその連絡を行う。
3. 延長した確認期限を経過した場合、発言確認がとれていない委員に確定することをお伝えし、発言確認がとれていない委員を議事録に明記したうえで、確定とする。